



エイチ・エス損保 2026

ディスクロージャー誌



▲● エイチ・エス損害保険株式会社

目次

はじめに	2
企業概要	2
代表メッセージ	3
エイチ・エス損保の目指す姿	4
トピックス	5
CSR（企業の社会的責任）	7

I 当社の概況および組織

1 代表的な経営指標	8
2 当社の沿革	8
3 経営組織	9
4 株主・株式の状況	10
5 役員の状況	10
6 会計監査人の状況	12
7 従業員の状況	12

II 保険会社の主要な業務の内容

1 取扱商品	15
2 各種サービス	16
3 保険の仕組み一般	18
4 保険約款	19
5 保険料	19
6 保険金のお支払い	21
7 保険募集	22

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1 2025年度における事業の概況	24
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	27
3 業務の状況を示す指標	27
4 責任準備金の残高の内訳	43
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	43
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	44

IV 保険会社の運営

1 お客さま本位の業務運営	45
2 リスク管理の体制	50
3 法令等遵守の体制	52
4 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	53
5 社外・社内の監査・検査体制	53
6 コーポレートガバナンスの体制	53
7 内部統制システムの構築に関する基本方針	54
8 プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）	56
9 反社会的勢力の排除のための基本方針	62
10 利益相反管理の基本方針	62

V 財産の状況

1 計算書類	64
2 保険業法に基づく債権	73
3 元本補填契約のある信託に係る債権の状況	73
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	73
5 時価情報	73
6 その他	75

はじめに

当社の経営方針や事業概況、財務状況等をご説明した「エイチ・エス損保2026」ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立つことができれば幸いです。

※本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条の2に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
記載された情報は、別途記載がある場合を除き2026年3月31日現在のものです。

企業概要

会社名	エイチ・エス損害保険株式会社 (英文：H.S. Insurance Co., Ltd.)
事業内容	損害保険業
本店所在地	〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A
設立	2005 年 5 月 24 日 (エイチ・エス損保プランニング株式会社として設立)
資本金	1,612 百万円
株主	株式会社エイチ・アイ・エス (出資比率 100%)
加入団体	損害保険契約者保護機構 損害保険料率算出機構 一般社団法人日本損害保険協会

代表メッセージ

平素より当社の事業にご支援を賜り、誠にありがとうございます。

2025 年度は、企業収益や設備投資の改善を背景に国内経済は緩やかな回復基調を維持した一方で、物価上昇や円安の長期化、地政学的リスクの高まりなど、依然として先行き不透明な経営環境が続いた一年となりました。

当社が主力とする海外旅行領域では、日本政府観光局（JNTO）の発表によると、2025 年の日本人出国者数は約 1,473 万人と、前年から約 13.3%増加し、海外旅行市場は回復基調を維持しました。一方で、円安や航空運賃・燃油サーチャージの高止まり等の影響により、2019 年水準にはなお及ばず、本格的な需要回復には引き続き時間を要する状況です。

こうした環境のもと、当社では販売代理店との連携強化やオンラインチャネルの充実を通じて、お客さまとの接点拡大に取り組むとともに、保険の有用性に関する情報発信を強化してまいりました。また、オンライン医療相談サービスの本格導入やキャッシュレス決済「d 払い」への対応など、旅行中の安心と利便性を高めるサービスの充実にも取り組んでおります。ペット保険事業については、販売状況および収益性の検証を踏まえ、商品・販売戦略の見直しを進め、事業基盤の再構築に取り組んでまいります。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の分野では、新損害調査システムの導入や AI-OCR、生成 AI、RPA、社外向けチャットボットの活用等により、お客さま・代理店双方の利便性向上と業務効率化を推進しています。

また、2026 年 6 月施行の改正保険業法および保険会社向けの総合的な監督指針の改正を踏まえた代理店管理態勢・保険募集管理態勢の強化に加え、統合的リスク管理の高度化、経済価値ベースのソルベンシー規制への対応、サイバーセキュリティ対策の強化など、経営基盤の充実にも取り組んでいます。

当社は、「人々をリスクから解放して幸せにする」という MISSION を掲げ、ブランドコンセプト「わかりやすい、つながりやすい」のもと、常にお客さま本位の姿勢を忘れずに取り組みを進めています。また、「冒険と挑戦」「スピードとアジリティ」「バランスと倫理観」「明るく元気に」「データと顧客志向」という 5 つの VALUE を行動の指針とし、変化する事業環境に柔軟に対応しながら、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいりました。

今後も、お客さまの安心と満足を第一に、社会・環境課題の解決にも寄与しつつ、持続可能な企業活動を推進し、信頼される保険会社として、誠実に歩みを進めてまいります。引き続き、皆さまのご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026 年 7 月



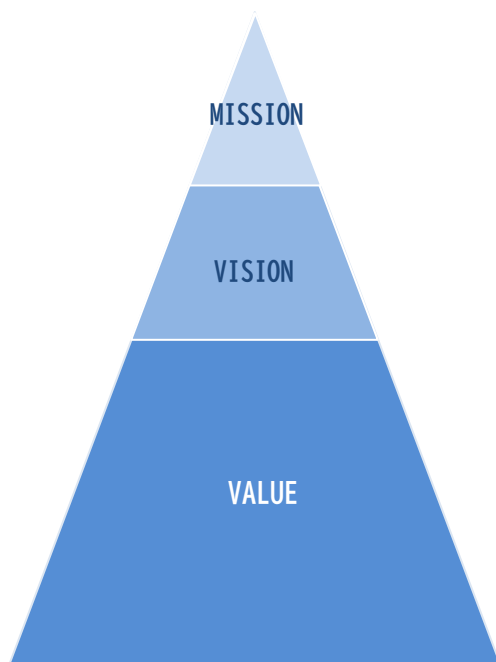
■ エイチ・エス損害保険株式会社

代表取締役社長 埴 信博

エイチ・エス損保の目指す姿

私たちは、持続的な成長と企業価値の向上を目的として、MISSION（私たちの使命）、VISION（私たちの目指す方向性）、VALUE（私たちの大切にしている価値観・行動指針）で構成する企業理念を定めています。

リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心して豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指しています。



企業理念

人々をリスクから解放して幸せにする

人々をリスクから解放して幸せにすることに貢献し、
「世界の人から選ばれる会社」を目指します。

- ・冒険と挑戦

その挑戦は夢中で追いかけられる冒険か。

- ・スピードとアジリティ

直線的なスピードと、柔らかくしなやかなアジリティを持ち合わせているか。

- ・バランスと倫理観

過ぎたるは猶及ばざるが如し。バランスと倫理観を持ったうえで、判断できているか。

- ・明るく元気に

活気のあるところに人が集まる。どんな状況においても常にプラス思考で行動できているか。

- ・データと顧客志向

データと向き合っているか。顧客本位の商品・サービスを提供できているか。

トピックス

2025 年度の主なトピックスは、次のとおりです。(2025 年度に取り組んだこと)

●お客さまに選ばれる海外旅行保険として第 1 位に選定

海外旅行保険「たびとも」は、株式会社カカコム・インシュアランスが発表した「価格.com 保険アワード 2026 年版」海外旅行保険の部において、掲載 9 商品の中から契約・申込件数（2025 年 1 月 1 日～12 月 31 日集計）が最多となった保険商品として選定されました。これにより、2015 年以降、9 回目の第 1 位受賞となりました。（2021～2023 年版については、新型コロナウイルスの影響により「海外旅行保険の部」が一時未実施となっております。）

本アワードは、代理店サイトに掲載された各保険商品の契約・申込件数を年間で集計し、最も選ばれた商品を表彰するものであり、「たびとも」が多くのお客さまにお選びいただいた結果の一つであると考えています。



海外旅行保険
価格.com保険経由 契約数 1位

※海外旅行保険 9 商品から選ばれました（期間：2025 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

●WEB 保険金請求サイト・新損害調査システムの導入による保険金支払サービスの向上

保険金支払業務の効率化とお客さまサービスの向上を目的として、2025 年 4 月に「WEB 保険金請求サイト」および新損害調査システムを導入しました。

本システムの導入により、損害調査業務のデジタル化を推進するとともに、案件管理の可視化を実現しました。これにより、担当者間での適切な業務分担や対応状況の把握が可能となり、円滑な事案対応および適正な保険金支払につながっています。

また、保険金支払手続きの迅速化や未払案件の削減に向けた管理を強化し、事案管理の品質向上および円滑な保険金支払サービスの提供に取り組んでいます。

今後も、保険金支払業務の品質向上と利便性向上に努め、お客さまに安心してご利用いただける保険金支払サービスの提供に努めてまいります。

●生成 AI を活用したお客さま・代理店向けチャットボットによる利便性向上

お客さまからの各種お問合せに対する応対力向上を目的として、2024 年 11 月に導入した AI チャットボットについて、引き続き活用推進を図りました。各種お問合せの件数は年間で 9 万 6 千件を超え、多くのお客さま・代理店の皆さまにご利用をいただいております。ご質問内容に応じた回答を提示し、お客さま・代理店の自己解決を支援しています。

●AI-OCR および RPA を活用した事務品質の向上

保険金支払業務における事務品質の向上および業務効率化を目的として、AI-OCR および RPA の活用を進めています。

2025 年度は、提携病院から受領する請求書類のデータ化に AI-OCR を活用するとともに、事故登録や請求登録等の事務処理の自動化を推進しました。これにより、手作業による入力作業を削減し、入力誤りや登録漏れの防止など事務処理の正確性向上や業務の標準化につなげています。

また、これらの取組みを通じて業務負荷の軽減を図り、保険金支払業務の品質向上および業務運営の効率化に取り組みました。

●オンライン医療相談サービスの本格提供開始

海外旅行中のお客さまの安心・安全をサポートするため、海外旅行保険の付帯サービスとして「オンライン医療相談サービス」を提供しています。本サービスは、2025 年 4 月からトライアル運用を実施し、その結果やお客さまからいただいたご意見等を踏まえた機能改善を行ったうえで、2026 年 2 月より本格提供を開始しました。

本サービスでは、海外渡航中の体調不良やケガなどの際に、日本人医師へ日本語で相談できるほか、現地医療機関の受診支援（紹介状作成サービス）も受けることができます。これにより、お客さまが海外においても安心して医療相談を受けられる環境を提供しています。

●健康優良企業「銀の認定」を 2 年連続で取得

健康保険組合連合会東京連合会が実施する「健康優良企業認定」制度において、2025 年度も「銀の認定」を取得し、2 年連続で認定を受けました。

本認定は、定期健康診断受診率 100%の維持や再検査対象者へのフォローアップなど、従業員の健康保持・増進に向けた取組みが評価されたものです。

今後も、従業員一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場環境づくりを推進するとともに、健康経営の取組みを継続してまいります。

CSR（企業の社会的責任）

当社は、「お客さま」「社員」「地域・社会」に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとして、CSR（企業の社会的責任）の推進に取り組んでいます。

●こども支援プロジェクトへの参加

不要となった電子機器を活用し、こどもたちの未来を支援する社会貢献活動に取り組んでいます。パソコンなどの電子機器は、リユース・リサイクルを通じて再利用され、その収益の一部は、日本の将来を担うこどもたちの支援に活用されます。

当社は、このプロジェクトに参加することを通じて、社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

●動物保護活動を支援する寄付キャンペーン「ひとつのしあわせリレー」を実施

ペットと人、そして社会をつなぐ取組みの一環として、SNS 参加型寄付キャンペーン「ひとつのしあわせリレー」を実施しました。

本キャンペーンでは、当社ペット保険公式 Instagram におけるお客さまのご参加に応じて、「かながわペットのいのち基金」への寄付を行いました。同基金は、保護された犬や猫の譲渡促進や適正飼養の推進など、動物福祉の向上に向けた取組みを支援しており、本キャンペーンを通じて動物保護活動への支援につなげました。

今後も、ペットと人が安心して暮らせる社会の実現に向け、社会貢献活動に取り組んでまいります。

●データサイエンス学部と連携（1年生を対象とした授業における講義）

大学のデータサイエンス学部において、1年生を対象に、様々な企業から講師役が招かれ「データ分析やデータサイエンスの実社会での活用事例」をテーマに 90 分の講義を行うという授業が実施されています。当社も講師役を務める企業の一つとして、2021 年より継続して参加しており、当社や損害保険業界におけるデータの活用やデータサイエンスの取組みについての授業を担当しております。

今後もこのような活動を通じて、データサイエンスの普及と次世代の育成に貢献してまいります。

●中央区まちかどクリーンデーへの参加

東京都中央区晴海に拠点を構える企業として、地域社会への貢献活動の一環である中央区主催の「まちかどクリーンデー」に継続的に参加しています。

「まちかどクリーンデー」は、中央区が 2005 年 7 月から毎月 10 日に実施している清掃活動であり、地域住民や事業所が一体となって美しい街づくりを目指す取組みです。当社は 2024 年 2 月から継続して参加しており、2026 年 3 月末時点で通算 26 回の参加となりました。

今後も地域の皆さまとともに、良好な地域環境の維持・向上に努めるとともに、地域社会への貢献に取り組んでまいります。



I 当社の概況および組織

1. 代表的な経営指標

	2024 年度	2025 年度
正味収入保険料	3,147 百万円	3,404 百万円
正味損害率	43.6%	42.6%
正味事業費率	51.3%	51.9%
保険引受利益	18 百万円	4 百万円
経常利益	28 百万円	18 百万円
当期純利益（△は当期純損失）	△16 百万円	64 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	-	（注2）
総資産額	2,918 百万円	3,228 百万円
純資産額	722 百万円	788 百万円

（注1）リスク管理債権はありません。

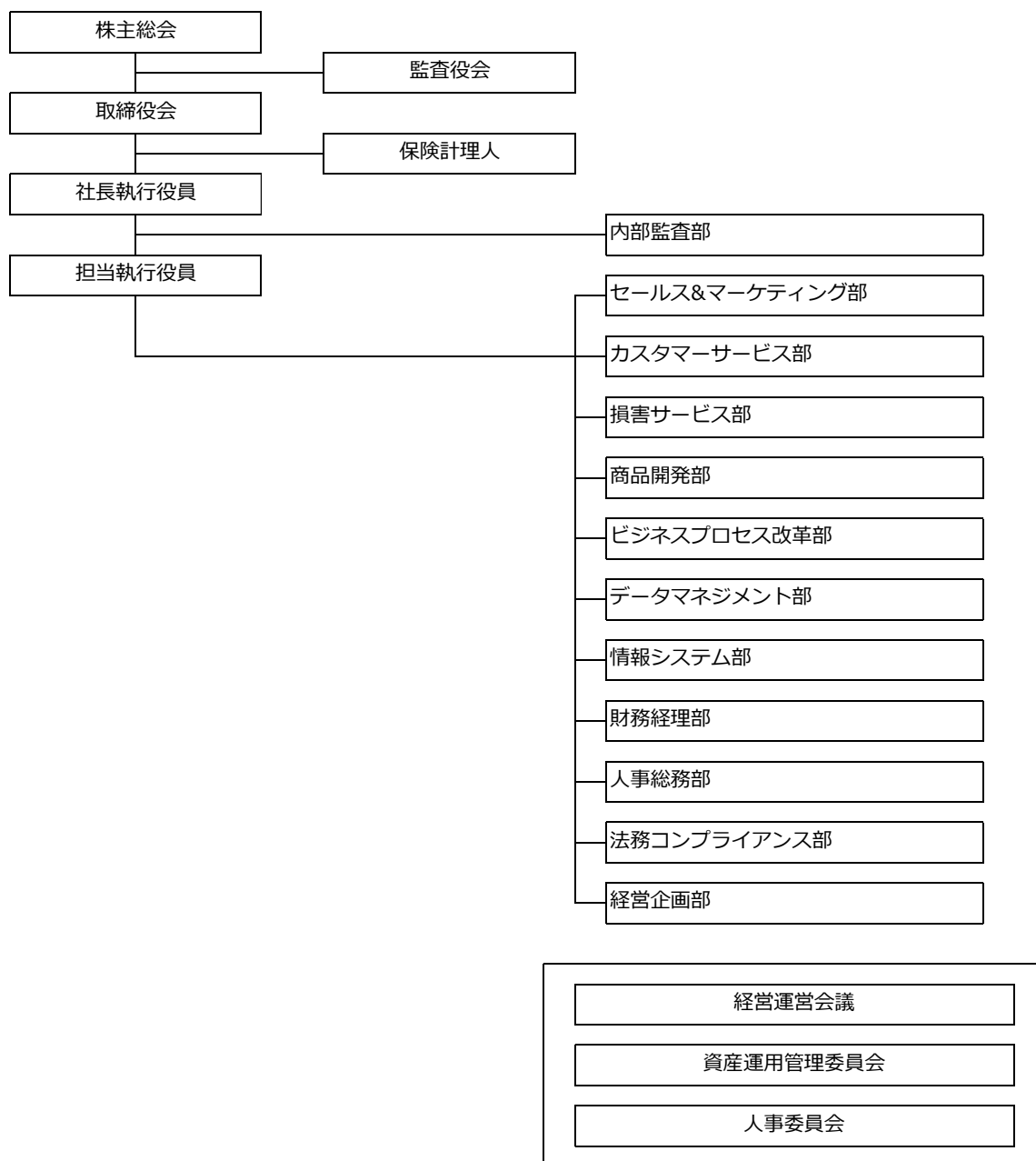
（注2）単体ソルベンシー・マージン比率については、別途公表の「ディスクロージャー誌別冊（ソルベンシー・マージン比率編）」をご覧ください。

2. 当社の沿革

2005年 5 月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）を設立
2007年 9 月	「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号を変更
2007年10月	損害保険業免許を取得
2007年11月	営業開始
2008年 4 月	海外旅行保険のインターネット販売を開始
2009年 8 月	東京都新宿区四谷三丁目12番に本店を移転
2010年 4 月	旅行特別補償保険を販売開始
2010年 7 月	国内旅行総合保険を販売開始
2011年 3 月	旅行事故対策費用保険を販売開始
2011年 6 月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」を販売開始
2012年10月	東京都新宿区市谷本村町 3 番29号に本店を移転
2014年 2 月	ネット専用海外旅行保険を改定し「スマートネットU」を販売開始
2016年12月	業界初の海外旅行保険「通貨盗難補償特約」を販売開始
2018年 1 月	ネット専用海外旅行保険を改定し「たびとも」を販売開始
2018年 2 月	東京都港区東新橋二丁目 3 番 3 号に本店を移転
2021年 2 月	東京都中央区晴海四丁目 7 番 4 号に本店を移転
2023年 5 月	代理店加入みんなにフィット！「FIT（フィット）海外旅行保険」を販売開始
2023年12月	「エイチ・エス損保のペット保険」を販売開始
2025年 4 月	「WEB 保険金請求サイト」をリリース
2026年 2 月	オンライン医療相談サービスの本格提供開始

3. 経営組織

(2026年7月1日現在)



本店所在地

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

電話 03-6327-2222 (代表)

4. 株主・株式の状況

(1) 株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する割合
株式会社エイチ・アイ・エス	32,240 株	100.0%

(2) 資本金の推移

年月日	資本金（百万円）		摘 要
	増減額	残 高	
2005年5月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年9月28日	612	1,612	有償第三者割当

(3) 最近の新株発行

種 類	発行年月日	発行株数（株）	発行総額 （百万円）	摘 要
普通株式	2005年5月24日	400	20	（2名）
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	（2名）
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	（2名）
普通株式	2007年9月28日	12,240	612	有償第三者割当（19名）

5. 役員の状況

（2026年7月1日現在）

役 職	氏 名	略 歴
代表取締役 社長	堤 信博	1987年4月 コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド入社 1989年7月 興亜火災海上保険株式会社 （現損害保険ジャパン株式会社）入社 2008年5月 当社入社 業務部長兼販売制度部長 2010年6月 当社取締役業務部長兼販売制度部長 兼 経営企画部長 兼 事務企画・システム部長 2012年9月 エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社 （現あんしん少額短期保険株式会社） 取締役（兼務） 2015年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社常務取締役執行役員 2023年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
取 締 役	片岡 由佳	2001年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2017年2月 同社本社経理本部 本部長代理 2017年11月 同社執行役員 本社経理本部 本部長 2022年11月 同社執行役員 本社財務本部 本部長 兼 本社経理本部副本部長 2023年2月 当社取締役執行役員 兼 財務経理部長 2026年7月 当社取締役執行役員（現任）

役 職	氏 名	略 歴
取 締 役	郷 直人	1998年 6 月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2010年 5 月 同社東日本販売事業部 エリアリーダー 2012年 6 月 株式会社クオリタ 取締役 2014年 4 月 同社 代表取締役 2023年 6 月 当社取締役執行役員 2023年 7 月 当社取締役執行役員 兼 経営企画部長 2024年 4 月 当社取締役執行役員 兼 経営企画部長 兼 人事総務部長 2025年 4 月 当社取締役執行役員 兼 人事総務部長 2026年 4 月 当社取締役執行役員 兼 経営企画部長 兼 人事総務部長 (現任)
取 締 役	東谷 徹	1989年 4 月 興亜火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 入社 2016年 6 月 アイペット損害保険株式会社 (現第一アイペット損害保険株式会社) 入社 2017年 4 月 同社経営企画部長 2020年10月 アイペットホールディングス株式会社(現第一アイペット損害保険株式会社) 経営企画部部長 (兼務) 2020年10月 ペッツファースト少額短期保険株式会社 (兼務) 2021年 6 月 ペッツファースト少額短期保険株式会社 取締役 (兼務) 2023年 4 月 当社入社 商品開発部長 2024年 5 月 当社執行役員 商品開発部長 2024年 6 月 当社取締役執行役員 兼 商品開発部長 2026年 4 月 当社取締役執行役員 (現任)
常勤監査役	滝田 泰彦	1979年 4 月 デーゼル機器株式会社 (現ボッシュ株式会社) 入社 2001年 1 月 株式会社エイチ・アイ・エス 入社 本社総務部総務課長 2005年 5 月 同社本社総務部次長 2007年11月 同社本社内部統制室長 2009年 5 月 同社本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2010年 5 月 同社本社人事・総務本部次長 兼 本社関係会社管理室長 兼 本社内部統制室長 2014年 5 月 同社本社総務グループリーダー 2017年 4 月 同社本社総務グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2017年 6 月 同社本社総務グループおよび本社法務・内部統制グループ 顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2018年 4 月 当社入社 2018年 9 月 当社監査役 (現任)
監 査 役 (社外監査役)	川田 充	1996年 1 月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1997年 1 月 中央監査法人 (最終名称みずす監査法人 (解散)) 入所 2005年 8 月 株式会社ビジコム入社 2006年 8 月 株式会社ロイヤル・ストラテジー 取締役 2008年11月 川田公認会計士事務所開設代表 (現任) 2014年 5 月 一般財団法人明光教育研究所 (現公益財団法人明光教育研究所) 評議員 (現任) 2015年 7 月 グループス株式会社監査役 2017年 6 月 エイチ・エスサポートセンター株式会社 (解散) 監査役

役 職	氏 名	略 歴
		2017年 6 月 当社監査役（現任） 2022年 3 月 ゲステル株式会社 監査役（現任）
監 査 役 （社外監査役）	坂 巻 靖 哲	1987年 4 月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1994年 1 月 大野木公認会計事務所（現大野木総合会計事務所）入所 1997年 1 月 坂巻公認会計士事務所開設代表（現任） 1998年11月 坂巻・馳会計事務所開設代表 1999年 8 月 有限会社青山パートナーズ （現株式会社青山パートナーズコンサルティング）設立 代表パートナー（現任） 2005年11月 青山パートナーズヒューマンサービス株式会社 監査役 2011年10月 税理士法人青山パートナーズ設立代表社員（現任） 2018年 6 月 当社監査役（現任）

（注）監査役川田充および監査役坂巻靖哲は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

6. 会計監査人の状況

氏名または名称：EY 新日本有限責任監査法人

7. 従業員の状況

（1）従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
74 名	42.6 歳	5.6 年	6,863 千円

（注） 1. 従業員数は、使用人兼務取締役、休職者、派遣職員を除きます。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

（2）採用方針

当社は、持続的な成長と社会環境の変化に対応できる組織を築くため、採用活動を重要な経営戦略の一つとして位置付けています。採用にあたっては、当社の企業理念および HIS Group Philosophy に共感し、共通の価値観を共有できることに加え、異なる経験や考え方を尊重し、組織に新たな視点や活力をもたらす多様な人材の採用を重視しています。

また、特定の枠組みにとらわれず、自ら考え、柔軟に行動し、周囲と対話しながら新しい価値を創出できる人材を重視しています。経験や専門性に加え、変化を前向きに捉え、経営課題に主体的に向き合う姿勢を備えた人材が、当社の基盤強化と将来の成長を支える重要な存在であると考えています。

特に新卒採用については、人員確保にとどまらず、事業の方向性や組織構造との整合性を踏まえた、戦略的な意思決定としており、会社全体の在り方に直結するとの認識のもと、部門を超えた視点での取組みを進めています。加えて、HIS グループ各社と連携し、グループ合同の新卒採用関連イベント（オープンカンパニー等）への参加を通じた採用活動の強化にも取り組んでいます。これにより、多様な事業領域への理解促進と学生との接点拡大を図り、将来の成長を担う人材の確保につなげています。

これからも当社は、共通の価値観を持ちつつ、多様性を活かしてともに未来を創っていける仲間を迎え入れながら、強くしなやかな組織の実現を目指してまいります。

(3) 研修制度

①社内研修

- 全社員を対象に、コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティといった基礎的かつ重要なテーマに関する研修を継続的に実施しています。これにより、業務遂行における倫理観やリスクマネジメントの向上を図っています。
 - キャリア採用入社社員に対しては、導入研修として、損害保険、傷害保険および当社取扱商品の基礎知識に関する研修を行うとともに、全部門による業務説明を通じて、社内業務全体や保険業界への理解を深める機会を提供しています。さらに、当社の企業理念や HIS Group Philosophy への理解を深める理念研修、人事評価制度に関する研修も実施し、組織の枠を越えた企業文化の醸成を図っています。
 - 新卒入社社員に対しては、キャリア入社社員と同様の導入研修に加え、ビジネスパーソンとしての基礎力を養うため、ビジネスマナー、文章作成、思考力向上、PDCA サイクル等の業務スキル、ビジネスコミュニケーションに関する研修等を実施しています。
- また、主体的に調査・分析・発信を行う力を育むことを目的に、経営層に向けた企画発表形式でのプレゼンテーション研修も実施しています。

②資格取得支援制度

社員の主体的な学びとキャリア形成を支援するため、資格取得に係る費用の一部を補助する制度を設けています。社員一人ひとりのスキル向上を後押しすることで、個人の成長と組織の発展につなげることを目的としています。

支援の対象となる資格は、業務に直接関係するものに限らず、社員の関心や志向を尊重して幅広く認めています。多様な学びが社内に新たな視点や価値観をもたらし、イノベーションの創出につながることを期待しています。

今後も制度の活用を促進し、柔軟で創造性に富んだ組織づくりを進めてまいります。

③損害保険講座

社員の損害保険に関する実務力向上を目的として、階層や経験に応じた知識研修を実施しております。損保一般試験の受験、損害保険講座の受講等を通じて、損害保険全般にわたる基礎知識を体系的に学び、業務理解と専門性の向上を図っています。特に業務経験の浅い社員に対しては、保険法、保険業法、各種保険の仕組みと実務の基本を体系的に習得する機会を提供しています。今後も、人材育成の一環として継続的に実施してまいります。

④デジタル人材の育成

生成 AI を中心に社内 DX を推進し、ノーコードツール等のデジタル技術を業務に活用できる人材を育成することを目的として、実践的なデジタルスキルの習得についても全社的に研修を行っております。

また、幹部社員および将来的に当社の中核を担う人材を対象に、データサイエンスおよびデータ利活用に関する理解を深めるためのデータリテラシー研修を実施しています。

（４）福利厚生制度

当社は、社員が安心して働き、能力を発揮できる環境を整備するため、以下の制度を運営しています。

- ・慶弔見舞金制度
- ・アニバーサリー休暇
- ・ボランティア休暇
- ・エイチ・アイ・エス従業員持株会制度
- ・企業型確定拠出年金制度

また、働きやすい労働環境を構築するため、以下の制度も導入しています。

- ・オフィスカジュアル（デニム・Ｔシャツ可）
- ・社内休憩スペースを利用した社員懇親会
- ・フリードリンク
- ・自転車通勤
- ・バイク通勤
- ・時差出勤
- ・時間単位の有給休暇取得制度
- ・短時間正社員制度

II 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。

損害保険業

保険の引受：傷害保険およびペット保険の引受

資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

他の保険会社の業務の代理および事務の代行

保険募集代理業務（媒介代理店業務）

1. 取扱商品

（1）販売商品

①主として個人向けの商品

FIT 海外旅行保険 （海外旅行保険）	海外旅行中に被ったケガや病気により死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、携行品の盗難・破損などによる損害、通貨の盗難損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
ネット海外旅行保険「たびとも」 （旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険）	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや病気により死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、携行品の盗難・破損などによる損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
国内旅行総合保険 （国内旅行傷害保険）	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、賠償責任を補償する保険です。
エイチ・エス損保のペット保険 （ペット医療費用保険）	ペット（犬・猫）がケガや病気により日本国内の動物病院で治療を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。

②主として旅行業者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行業者（被保険者）の企画旅行に参加した旅行者が事故によりケガを被った場合に、旅行業者が旅行業約款の特別補償規程に基づき負担した費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行業者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等にあったことにより旅行業者が負担した費用を補償する保険です。

（2）新商品の開発状況

時期		対象	概要
2020 年	4 月	・ ネット海外旅行保険「たびとも」	・ 申込可能期間を 60 日前から 90 日前に変更 ・ 改正民法施行（2020 年 4 月 1 日）に伴う約款改定等
	12 月	・ 普通傷害保険「感染症とケガの保険」	・ 普通傷害保険の入院のみ補償（特定感染症およびケガ）を団体契約者向けに販売開始

時期		対象	概要
2021 年	10 月	・ ネット海外旅行保険「たびとも」 ・ 国内旅行総合保険	・ 新たな保険料のお支払手段を導入（PayPay）
	12 月	・ ネット海外旅行保険「たびとも」	・ リピーター割引の適用条件の緩和
2022 年	4 月	・ 海外旅行保険 ・ ネット海外旅行保険「たびとも」	・ 申込可能年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に変更
2023 年	5 月	・ FIT 海外旅行保険	・ 申込みを電子化 ・ 「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」の新設
	12 月	・ エイチ・エス損保のペット保険	・ ペット（犬・猫）のケガや病気による通院・入院・手術の費用を補償する「エイチ・エス損保のペット保険」の販売開始
2024 年	10 月	・ FIT 海外旅行保険 ・ ネット海外旅行保険「たびとも」 ・ 国内旅行総合保険	・ 差額ベッド代や宿泊費・交通費の取扱い等、補償内容の明確化のため約款を改定
		・ ネット海外旅行保険「たびとも」	・ 物価・為替相場の変動等を踏まえ、保険料および引受基準を改定
2025 年	11 月	・ 国内旅行総合保険	・ 保険料の支払方法を拡充し、新たに「d 払い」を導入
	12 月	・ FIT 海外旅行保険 ・ ネット海外旅行保険「たびとも」	
		・ ネット海外旅行保険「たびとも」	・ 「au かんたん決済」の利用可能時期を保険始期日（出発日）の 60 日前から 30 日前までに変更
2026 年	2 月	・ 国内旅行総合保険	・ 通院（みなし通院）および危険ドラッグ（指定薬物）に関する約款を改定

2. 各種サービス

ご旅行中に万が一のトラブルが発生した際にも、当社は 24 時間 365 日、お客さまをサポートいたします。

（１）サポートサービス

当社は、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社と提携し、海外からの事故連絡の受付およびサポート対応を行っています。海外旅行中にケガ・病気・手荷物のトラブルなどが発生した場合は、海外サポートセンターに連絡いただくことにより、サービスを受けることができます。

【LINE 利用】

当社の LINE 公式アカウントを「友だち追加」していただくと、現地から簡単に電話をかけることが可能です。

【日本語で安心サポート】

海外サポートセンターは 24 時間 365 日、日本語で対応いたします。事故のご連絡に加え、ご相談や各種お手続きのご案内にも対応いたします。

【必要に応じて、以下のサポートもご提供しています】

①病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合に、適切な病院や医師の紹介および予約の手配を行います。

②緊急移送手配

現地で治療が困難な場合には、適切な医療施設への緊急移送を手配します。

③帰国手配サービス

入院後のご帰国に際し、医師の指示がある場合には、付き添いの医師や看護師の手配を行います。

（２）キャッシュレス医療サービス

旅行先で急なケガや病気が発生した場合でも、当社提携の医療機関をご利用いただくことで、医療費を立て替えることなく治療を受けられます。

- ・世界各地の主要エリアにおいて、キャッシュレス対応の医療機関ネットワークを整備しています。
- ・必要事項の記入に加えて、保険証券およびパスポートを窓口で提示することで、治療を受けることが可能です。

（３）スーツケース・バッグ／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

ご旅行中にスーツケース・バッグやカメラ・ビデオカメラなどが破損した場合には、提携修理会社が損害品の送付方法のご案内から修理・納品まで一貫して対応いたします。

- ・修理代金は、保険金として当社から修理会社へ直接お支払いしますので、お客さまに費用のご負担はありません。
- ・このサービスは、国内旅行総合保険でもご利用いただけます。

（４）お客さまの声を業務に活かすために

①「お客さまの声」の受付状況

当社は下記の方針（含む苦情の定義）を定め、「お客さまの声」をお客さまサービスの向上や商品改善に活用し、「お客さまに選んでいただける損害保険会社」を目指します。

お客さまの声に対する基本方針（含む苦情の定義）

苦情とは、お客さまからの申出事項のうち、お客さまが当社に対して不満、不平の意を表したものをいう。ただし、約款や判例等に基づく適切な説明等を行っているにもかかわらず、契約者・被害者などからなされた過剰要求等の一方的な主張等は苦情に含めない。

1. 当社は、「お客さまに信頼され、選ばれる損害保険会社」となるために、お客さまから寄せられるさまざまな声を、真摯に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動することにより、お客さまサービスの向上を図る。
2. 当社は、苦情の解決にあたり、お客さまに対して誠実な姿勢で対応し、お客さまの理解と納得を得たうえで解決することを目指すこととする。
3. 当社は、苦情等をお客さまが要求するサービスの水準と当社が提供するサービスの水準の差が顕在化したものと認識し、当社の施策および業務の改善に反映させることにより、同様の苦情等を再発させないように努める。
4. 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、「反社会的勢力に対する対応基本規程」に従い、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行うものとする。
5. 不当要求・過剰要求等の申出について、誠実な対応を行ったにもかかわらず、その解決が困難であると判断される場合は、関係部署との協議により、弁護士にその対応を委任する。
6. 社内での対応により苦情の解決を図ることができない場合、申出人に外部の紛争等解決機関である「そんぽADRセンター」を紹介し解決を図るものとする。

2025 年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下のとおりです。

苦情受付件数 四半期ごとの推移

(単位：件)

苦情区分	第 1 四半期 4 月～ 6 月	第 2 四半期 7 月～ 9 月	第 3 四半期 10 月～12 月	第 4 四半期 1 月～ 3 月	合計	構成比
契約・募集行為	3	2	0	3	8	6.3%
契約の管理・保全	6	3	1	5	15	11.8%
保険金	24	29	22	16	91	71.7%
個人情報	0	0	0	0	0	0.0%
その他	3	1	2	7	13	10.2%
合計	36	35	25	31	127	100.0%

②お客さまからのご照会、ご相談などの窓口について

お客さまからのご照会、ご相談等については、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問合せ窓口
◆カスタマーセンター 050-5433-3196 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝・年末年始は休み） お問合せフォーム https://form.run/@hs-sonpo-BakhsQ6QK9BCDjh8G9VV 受付時間：24 時間 365 日

③公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

受付時間：月～金曜日午前 9 時 15 分～午後 5 時（祝日・休日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

3. 保険の仕組み一般

（1）保険制度

サイコロを振って 1 の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど 6 分の 1 に近づいていきます。同じように、個々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担し合い、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一の事故が発生した場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険は、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能を有しています。

（２）損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生じることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

この契約は、双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確性を期すために保険契約申込書を作成するか、インターネット画面上で契約申込手続を行ったうえで、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行・画面表示します。

（３）再保険

個々の保険会社の資本は有限であり、その保険金支払能力には限りがあります。例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金の支払いが必要となる事態も起こり得ます。

再保険は、保険責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことにより、リスクの平準化を目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。当社は「再保険方針」を定め、この方針に基づき再保険取引を行っています。

当社が出再する際には、リスクの特性、再保険市場の状況等を勘案のうえ合理的な出再スキームを構築し、出再先は、信用力や出再条件等を総合的に勘案し、適切に選定しています。

なお、当社は、原則として受再は行わないこととしています。

4. 保険約款

（１）保険約款の位置付け

保険契約の内容や、保険会社および保険契約者の権利・義務などは、普通保険約款および特約によって定められています（以下「保険約款」といいます。）。

また、保険契約申込画面に表示された内容も、保険会社と保険契約者との契約内容の一部になります。

なお、保険約款に定められている主な事項は次のとおりです。

保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除に関する事項、保険会社へ申出・連絡すべき事項（告知義務・通知義務）、保険金請求手続など

（２）契約時の留意事項

保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）、またはインターネット上の契約画面などで、商品の内容や保険約款の概要をご紹介します。ご契約時には、あらかじめこれらの内容をご確認いただき、十分にご理解のうえで契約をお申込みください。

特に保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合、保険会社へ申出・連絡すべき事項（告知義務・通知義務）、ご契約を解約される場合の取扱いなどについては、お申込みをする前に十分にご確認ください。また、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込画面が正しく表示されていることもご確認のうえ、ご契約ください。

5. 保険料

（１）保険料の収受・返還

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくこととなっており、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となった場合、または解除された場合は、保険約款の規定に従って当社は保険

料を返還いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少した場合は、保険約款の規定に従って保険料を追加で請求または一部を返還することがあります。

（２）保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、保険金の支払いに充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6. 保険金のお支払い

(1) 保険金のお支払いまでの流れ

事故が発生した場合、保険金は以下の流れに沿ってお支払いしております。

①事故の内容と損害状況の確認

お客さまから事故のご連絡をいただいた後、保険契約内容を確認し、事故の原因や損害の状況などを調査いたします。この調査の結果、保険金のお支払いの対象となる事故かどうかを判断します。

②損害額、保険金の算出

必要に応じて、お客さまや修理業者、医療機関など関係者への確認・調査を行い、損害の程度や治療内容を把握したうえで、保険金を算出・決定します。

③保険金のお支払い手続き

所定の保険金請求書類をご提出いただき、すべての書類が揃った時点で、当社にて保険金のお支払い手続きに入ります。

※なお、特別な調査が必要な場合には、お支払いまでに通常より時間を要する場合があります。

【ご参考】お支払いまでの平均日数

2025 年度実績では、必要書類がすべてそろってから、お客さまのご指定口座に保険金が振り込まれるまでの平均日数は、約 10 日（土日祝日を含む）でした。（※）

※お客さまからのご依頼により、医療機関や修理会社が保険金を代理で受け取るケースは除きます。

(2) 事故の連絡・相談窓口のご案内

当社は、次のとおり事故のご連絡、ご相談を受け付けています。

事故のご連絡・保険金請求に関するお問合せ窓口
◆海外サポートセンター（海外からの事故連絡） フリーダイヤルでのご連絡（通話料無料） フリーダイヤルが設定されている国・地域でご利用いただけます。 番号は国別で異なるため、https://www.hs-sonpo.co.jp/support/にて『海外からの連絡方法をダウンロード』をご参照ください。 ダイヤル直通でのご連絡（通話料有料） ケガ・病気の場合：81-3-6630-9580 受付時間：24 時間 365 日 その他の場合：81-3-6630-9581 受付時間：24 時間 365 日 ◆損害サービス部（国内からの事故連絡・保険金請求） お電話でのご連絡（通話料有料） 050-5433-3196 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝・年末年始は休み） お問合せフォーム https://form.run/@hs-sonpo-sagZBP6o0dFr0b1GyWUw 受付時間：24 時間 365 日 WEB による事故連絡：https://ins-claim.hs-sonpo.co.jp/tos 受付時間：24 時間 365 日 ※死亡事故、ケガによる後遺障害事故、対人賠償事故、留学継続費用、救援者費用は以下の専用フォームにてご連絡を受け付けます。 専用フォームによる事故連絡：https://form.run/@hs-sonpo-T8CkzKKAZMI4gH1xVvql

7. 保険募集

（１）契約締結の仕組み

当社は、委託する損害保険代理店（以下「代理店」といいます。）を通じて保険募集を行うほか、インターネットによる契約については当社が直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客さまがご自身の意向およびニーズに基づき、適切な判断のもとで保険契約を締結できるよう、十分な情報提供を行うことが重要であると認識しています。このため、保険募集を行う者は、お客さまの意向を適切に把握するとともに、商品内容、契約条件、リスク内容等の重要事項について、分かりやすく説明するよう努めています。

当社では、お客さまの理解促進を目的として、商品概要（契約概要）および特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）を記載した「重要事項等説明書」をインターネット契約画面上で確認いただいております。併せて、お申込み内容がお客さまの意向に沿った内容であることをご確認ください。うで、保険契約を締結しています。

（２）代理店の役割および業務内容

代理店は、保険会社の代理または媒介として損害保険の募集を行うとともに、損害保険の普及を通じて、お客さまの生活や事業活動をさまざまなリスクから守る役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約に基づき、保険契約締結の代理または媒介、保険料の領収等の業務を行っています。

また、代理店には、関係法令等を遵守し、お客さまの意向および利益を踏まえた適切な保険募集を行うことが求められています。

（３）代理店登録

損害保険の募集を行う代理店は、保険業法第 276 条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受ける必要があります。

また、代理店の役員または使用人で保険募集を行う者は、同法第 302 条に基づく届出が義務付けられています。

（４）代理店教育

当社は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な情報提供およびサービスの提供を行うことができる代理店の育成に取り組んでいます。

具体的には、オンライン学習システム（当社愛称「シュガーキャンパス」）を活用し、商品知識の習得に加え、募集コンプライアンス、顧客保護、個人情報管理等に関する研修を、代理店の募集人に対して継続的に実施しています。

また、一般社団法人日本損害保険協会が実施する「損害保険募集人一般試験」の合格を、代理店登録および募集人届出の要件としています。

（５）代理店数

当社の代理店数は、2026 年 3 月 31 日現在 36 店です。

（６）勧誘方針

当社は、保険商品の販売にあたり、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 101 号）に基づく「勧誘方針」を次のように定め、適切な保険販売に努めております。

勧誘方針

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融サービス提供法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なご理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 2025 年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や設備投資の改善を背景に、緩やかな回復基調を維持しました。とりわけ株式市場では、好調な企業業績や円安基調の継続等を背景に日経平均株価が史上最高値を更新する場面も見られるなど、投資家心理の改善が景気を下支えしました。一方で、物価上昇の継続や円安による輸入物価の上昇により、家計負担の増加や個人消費の伸び悩みが続きました。また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の不安定化、米中関係をはじめとする地政学的リスクの高まりに加え、世界的なインフレ動向や金融政策の影響もあり、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の主力事業である海外旅行保険市場においては、日本政府観光局（JNTO）の発表によると、2025 年の日本人出国者数は約 1,473 万人（前年比約 13.3%増）となり、海外旅行市場は回復基調が続きました。円安の長期化や航空運賃・燃油サーチャージの高止まり等が引き続き大きな制約要因となる中、主要な民間予測 1,410 万人（株式会社 JTB 総合研究所 2025 年 1 月 16 日公表）を上回る水準で推移したものの、コロナ禍前の 2019 年水準（2,008 万人）にはなお及ばない状況が続きました。

このような市場環境の下、当社は需要動向を注視しながら、旅行保険商品の品質向上およびサービス体制の強化に取り組みました。

当事業年度は、旅行市場の回復に伴う保険需要の増加を背景に、事業計画に掲げた基本方針の 3 本柱である「トップラインの拡大」、「DX の推進」、「持続的成長に向けた会社基盤の充実」を一步進めることができた一年となりました。

「トップラインの拡大」においては、インターネット経由での契約増加に対応して、オンラインチャネルの強化に取り組みました。特に、顧客接点の拡充や保険の有用性に関する周知・認知活動を通じて、潜在的な加入層への訴求力向上を図りました。また、対面販売チャネルにおいても、販売代理店との連携強化やフォローアップを継続的に実施したほか、代理店支援システム等を活用した販売支援や未加入者へのフォロー強化などの施策を推進し、付保率の向上に取り組みました。さらに、お客さまの利便性向上および旅行中の安心提供を目的としたオンライン医療相談サービスの本格導入や、キャッシュレス決済手段として「d 払い」を導入するなど、デジタルを活用したサービス拡充にも取り組みました。ペット保険は、販売開始から 3 年目を迎え認知度向上および新規顧客の獲得に引き続き取り組みました。

「DX の推進」においては、新損害調査システムを導入し、保険金支払業務の効率化およびお客さまの利便性向上に取り組みました。あわせて、生成 AI や RPA 等の新技術活用を推進するとともに、社外向け（お客さま用・代理店用）チャットボットの活用によるお客さま・代理店の利便性向上を推進しました。加えて、AI-OCR 等を活用した保険金支払業務の効率化や、「データと顧客志向」を支えるデータ利活用基盤の整備を進めました。

「持続的成長に向けた会社基盤の充実」においては、2026 年 6 月施行の改正保険業法および保険会社向けの総合的な監督指針改正への対応を踏まえ、代理店管理態勢や保険募集管理態勢の強化を図りました。加えて、研修等を通じたお客さま対応力の向上やコンプライアンス・プログラムの推進等を通じた法令等遵守態勢の強化を図りました。あわせて、ERM フレームワークの抜本的な見直しを通じた統一的リスク管理態勢の高度化、経済価値ベースのソルベンシー規制への対応、脆弱性診断ツール導入やゼロトラストセキュリティモデルへの移行着手等を通じたサイバーセキュリティ対策およびセキュリティ基盤強化を推進しました。

加えて、要員計画に基づく採用や各種研修の実施を通じて、人材育成および組織基盤の強化にも取り組みました。

この結果、業績は、以下のとおりとなりました。

【業績の概況】

保険引受収益 3,567 百万円、資産運用収益 17 百万円、その他経常収益 1 百万円を合計した経常収益は、前事業年度に比べ 428 百万円増加し、3,586 百万円となりました。一方、保険引受費用 2,561 百万円、営業費及び一般

管理費 1,006 百万円等を合計した経常費用は、前事業年度に比べ 438 百万円増加し、3,568 百万円となりました。

この結果、経常利益は 18 百万円（前事業年度は 28 百万円）となりました。これは主として、傷害保険の普通責任準備金の算定において、初年度収支残方式による必要額が未経過保険料方式による必要額を上回ったことに伴い、要積立額が前事業年度末に比べ 229 百万円増加したことによるものです。

また、繰延税金資産の増加に伴い、法人税等調整額△74 百万円を計上したことなどにより、当期純利益は 64 百万円（前事業年度は当期純損失 16 百万円）となりました。

【保険引受の概況】

正味収入保険料は、前事業年度に比べ 257 百万円増加し 3,404 百万円となりました。正味損害率は前事業年度より 1.0 ポイント改善し 42.6%、正味事業費率は前事業年度より 0.6 ポイント高い 51.9%となりました。また、保険引受利益は 4 百万円（前事業年度は 18 百万円）となりました。

■決算の仕組み(単位:百万円)

保険引受収益 3,567 正味収入保険料 3,404 支払備金戻入額 162 その他 0	資産運用収益 17 利息及び配当金収入 7 有価証券売却益 9 その他 1 その他経常収益 1	経常収益 3,586 経常費用 3,568 経常利益 18
保険引受費用 2,561 正味支払保険金 1,162 損害調査費 288 諸手数料及び集金費 767 責任準備金繰入額 342		資産運用費用 0 営業費及び一般管理費 1,006 (うち保険引受に係る営業費及び一般管理費) 1,001 その他経常費用 0
特別損益 15 法人税等 △30 当期純利益 64		

保険引受収益 3,567	-	保険引受費用 2,561	-	保険引受に係る営業費及び一般管理費 1,001	+	その他収支 -	=	保険引受利益 4
--------------	---	--------------	---	-------------------------	---	---------	---	----------

【資産運用の概況】

当社は、

- ①安全性の確保と流動性の保持に留意する。
- ②許容されるリスク量の範囲内でリスクを取った運用を行うことにより運用収益を最大限に確保する。
- ③中長期的に純資産価値の拡大を図って、その蓄積によって担保力を充実する。

という当社の資産運用基本方針（骨子）に沿って、定期預金、公社債、上場投資信託を中心に運用いたしました。当事業年度末の運用資産は 2,085 百万円です。

対処すべき課題

2026 年度においても海外旅行市場の回復基調は継続すると見込まれる一方で、円安の長期化、航空運賃・燃油サーチャージの高止まり、国際情勢の不安定化等の外部環境が、海外旅行需要の回復に対する制約要因となることが想定されます。加えて、商品分野においては比較サイトを含み競争の激化やデジタル化の進展など、当社の事業環境は大きく変化しております。

また、保険会社を取り巻く規制・監督環境が変化する中、2026 年 6 月施行の改正保険業法および保険会社向けの総合的な監督指針改正への対応を踏まえ、引き続き代理店管理態勢や保険募集管理態勢の強化に取り組むとともに、経済価値ベースのソルベンシー規制本格導入に対応した統合的リスク管理態勢の強化、サイバーセキュリティ対策およびシステム管理態勢の強化についても重要な経営課題となっております。

このような認識のもと、当社は以下の 3 つの重点課題に取り組んでまいります。

- ①トップライン拡大に向けた営業推進態勢の強化

海外旅行市場の回復動向を着実に取り込み、営業推進の強化や旅行保険の商品競争力向上に取り組むとともに、法人市場・成長市場への戦略展開を強化してまいります。また、ペット保険事業については、販売状況および収益性の検証を踏まえ、商品・販売戦略の見直しを進め、事業基盤の再構築に取り組んでまいります。

②DX 推進・データ利活用による競争力強化

新損害調査システムや AI-OCR 等のデジタルツールの一層の活用による業務効率化を推進するとともに、データ活用基盤の整備を進め、データに基づくお客さま志向のサービス向上および新サービス開発に取り組んでまいります。

③持続的成長に向けた会社基盤の充実

改正保険業法・監督指針への対応を踏まえた体制整備や外部委託先管理の強化を進めるとともに、経済価値ベースのソルベンシー規制本格導入に対応した ERM 高度化に引き続き取り組んでまいります。また、セキュリティ強化や成長に資するシステム開発、人材の採用・育成強化を通じ、持続的成長を支える経営基盤の充実を図ってまいります。

当社は、「人々をリスクから解放して幸せにする」というミッションの下、世の中のためになる商品・サービスを提供し続け、「世界の人から選ばれる会社」というビジョンの実現に向け、業務に邁進してまいります。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
正味収入保険料	183	1,866	3,047	3,147	3,404
経常収益	260	1,883	3,058	3,158	3,586
経常利益 (△は経常損失)	△663	△799	12	28	18
当期純利益 (△は当期純損失)	△1,015	△807	48	△16	64
資本金の額 (発行済株式の総数)	1,612 (32,240 株)	1,612 (32,240 株)	1,612 (32,240 株)	1,612 (32,240 株)	1,612 (32,240 株)
純資産額	1,528	720	769	722	788
総資産額	2,631	2,426	2,776	2,918	3,228
責任準備金残高	925	944	1,025	1,135	1,477
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	250	-	-	138	170
単体ソルベンシー・マージン比率	-	-	-	-	(注)
配当性向	-%	-%	-%	-%	-%
従業員数	54	53	60	63	74

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率については、別途公表の「ディスクロージャー誌別冊（ソルベンシー・マージン比率編）」をご覧ください。

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

①正味収入保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	3,046	100.0	63.2	3,139	99.8	3.1	3,385	99.4	7.8
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	0.0	-	7	0.2	770.9	18	0.6	142.4
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,047	100.0	63.3	3,147	100.0	3.3	3,404	100.0	8.2

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

②元受正味保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	3,890	100.0	103.9	4,024	99.8	3.4	4,336	99.6	7.7
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	0.0	-	7	0.2	770.9	18	0.4	142.4
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,890	100.0	103.9	4,031	100.0	3.6	4,354	100.0	8.0

(注) 元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

③受再正味保険料

該当ありません。

④支払再保険料

(単位：百万円)

年度 種目	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	843	100.0	1,949.6	884	100.0	4.9	950	100.0	7.4
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	843	100.0	1,949.6	884	100.0	4.9	950	100.0	7.4

(注) 支払再保険料 = 出再保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

⑤解約返戻金

(単位：百万円)

年度 種目	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	7	100.0	51.1	5	92.9	△27.8	7	93.4	25.1
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	0	7.1	-	0	6.6	15.5
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7	100.0	51.1	6	100.0	△22.3	7	100.0	24.4

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

⑥保険引受利益

(単位：百万円)

年度 種目	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	19	539.0	△102.4	73	392.0	283.3	85	1,813.3	15.9
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	△15	△439.0	-	△54	△292.0	250.6	△ 80	△ 1,713.3	47.0
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3	100.0	△100.4	18	100.0	427.0	4	100.0	△ 75.0

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費および一般管理費±その他収支

⑦正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

年度 種目	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		構成比 %	損害率 %		構成比 %	損害率 %		構成比 %	損害率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	1,128	100.0	43.6	1,124	99.7	43.2	1,148	98.8	42.1
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	0.0	94.8	3	0.3	213.5	14	1.2	136.9
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,128	100.0	43.6	1,127	100.0	43.6	1,162	100.0	42.6

(注) 1. 正味支払保険金＝支払保険金（元受正味＋受再正味）－出再正味保険金

2. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

⑧元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		構成比%		構成比%		構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	1,302	100.0	1,404	99.8	1,434	99.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	0	0.0	3	0.2	14	1.0
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	1,302	100.0	1,407	100.0	1,448	100.0

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑨受再正味保険金

該当ありません。

⑩回収再保険金

(単位：百万円)

種目	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		構成比%		構成比%		構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	173	100.0	279	100.0	286	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	173	100.0	279	100.0	286	100.0

(注) 回収再保険金 = 出再保険金 - 再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

種目 \ 年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	43.6	52.9	96.5	43.2	50.1	93.3	42.1	50.2	92.3
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	94.8	1,664.1	1,759.0	213.5	521.1	734.6	136.9	363.0	499.9
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	43.6	53.4	97.0	43.6	51.3	94.9	42.6	51.9	94.5

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

種目 \ 年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	42.1	42.4	84.5	41.7	39.2	80.9	35.0	39.3	74.3
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	955.7	16,323.3	17,279.0	410.7	889.3	1,300.0	177.3	452.3	629.6
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	42.1	42.8	84.9	42.1	40.1	82.2	35.5	40.8	76.3

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-	-	-

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の 出再先に集中している割合
2024 年度	5 社	97.8%
2025 年度	5 社	98.0%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2024 年度	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2025 年度	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注) 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①S&P 社の格付けを使用しています。A- 以上は「A 以上」に区分しています。

②S&P 社の格付けがない場合は AM Best 社の格付けを使用しています。この場合、A- 以上は「A 以上」、B++ および B+ は「BBB 以上」、B 未満は「その他（格付なし・不明等）」に区分しています。

⑦未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2023 年度	2024 年度	2025 年度
1	年度開始時の未回収再保険金	0	63	62
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	173	279	286
3	当該年度回収額	110	281	285
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	63	62	62

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金の額および責任準備金の額

・ 支払備金の額

(単位：百万円)

年度 種目	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	395	100.0	1.8	426	99.5	7.7	263	98.8	△38.2
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	0.0	-	2	0.5	9,100.6	3	1.2	47.7
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	396	100.0	1.8	428	100.0	8.2	266	100.0	△37.8

・ 責任準備金の額

(単位：百万円)

年度 種目	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	1,024	99.9	8.5	1,130	99.6	10.4	1,468	99.4	29.9
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	0.1	-	4	0.4	417.9	8	0.6	100.7
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,025	100.0	8.6	1,135	100.0	10.7	1,477	100.0	30.1

②責任準備金積立水準

区分		2024 年度	2025 年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	-	-
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険に係る保険契約および同号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記 (1) ~ (3) の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金 (保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約に限る。)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険積立金、保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約以外の保険契約で 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに 2001 年 7 月 1 日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

③引当金明細表

(単位：百万円)

区分		2023 年度 未残高	2024 年度 未残高	2025 年度 増加額	2025 年度減少額		2025 年度 未残高
					目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金		-	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-	-
賞与引当金		24	34	42	34	-	42
価格変動準備金		0	0	0	-	-	1
合計		25	35	42	34	-	43

④貸付金償却の額

該当ありません。

⑤資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（単位：百万円）

区分			2023 年度 期末残高	2024 年度 期末残高	2025 年度		
					増加額	減少額	期末残高
資本金			1,612	1,612	-	-	1,612
うち 既発行株式	普通株式	(32,240 株)	(32,240 株)		-	-	(32,240 株)
		1,612	1,612		-	-	1,612
	計	(32,240 株)	(32,240 株)		-	-	(32,240 株)
			1,612	1,612		-	1,612
資本準備金および その他資本剰余金		（資本準備金）	-	-	-	-	-
		計	-	-	-	-	-
利益準備金および 任意積立金		（利益準備金）	23	23	-	-	23
		（任意積立金）	-	-	-	-	-
		計	23	23	-	-	23

⑥損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ		すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法		○ 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額＝ 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の	2025 年度	33 百万円
減少額	2024 年度	31 百万円

⑦正味事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
人件費	486	534	619
物件費	485	530	650
税金	18	18	20
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	-	-	-
契約者保護機構に対する負担金	-	-	-
諸手数料および集金費	836	776	767
合 計	1,827	1,859	2,057

- （注）1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。
2. 負担金は保険業法第 265 条の 33 の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

⑧減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

2024 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得価額	2024 年度償却額	償却累計額	2024 年度末残高	償却累計率
建物	66	5	21	45	% 31.7
営業用	66	5	21	45	31.7
賃貸用	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	35	1	32	3	90.5
合計	102	6	53	48	52.2

2025 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得価額	2025 年度償却額	償却累計額	2025 年度末残高	償却累計率
建物	66	5	26	40	% 39.3
営業用	66	5	26	40	39.3
賃貸用	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	34	1	31	2	91.5
合計	101	6	58	43	57.3

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2023 年度末		2024 年度末		2025 年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預貯金		1,615	58.2	1,583	54.4	1,874	58.1
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		-	-	138	4.8	170	5.3
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		50	1.8	45	1.6	40	1.3
運用資産計		1,665	60.0	1,767	60.7	2,085	64.6
総資産		2,776	100.0	2,910	100.0	3,228	100.0

②利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2023 年度末		2024 年度末		2025 年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		0	0.00	0	0.05	2	0.20
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		0	2.80	1	0.91	4	2.41
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		-	-	-	-	-	-
小計		0	0.03	1	0.11	7	0.41
その他		-	-	-	-	-	-
合計		0	-	1	-	7	-

③海外投融資残高および構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2023 年度末		2024 年度末		2025 年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
外貨建	公社債	-	-	-	-	30	100.0
	株式	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	30	100.0
合計		-	-	-	-	30	100.0

④海外投融資利回り

(単位：％)

区分 \ 年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
運用資産利回り（インカム利回り）	-	-	3.99
資産運用利回り（実現利回り）	-	-	3.99
（参考）時価総額利回り	-	-	3.26

⑤商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2023 年度末		2024 年度末		2025 年度末	
		構成比％		構成比％		構成比％
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	110	79.5	140	82.0
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	30	18.0
その他の証券	-	-	28	20.5	-	-
合計	-	-	138	100.0	170	100.0

⑦保有有価証券利回り

(単位：％)

区分 \ 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	0.91	1.18
株式	-	-	-
外国証券	-	-	3.99
その他の証券	-	-	9.41
合計	-	0.91	2.41

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

2024 年度

(単位：百万円)

有価証券の種類 \ 残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	10	100	-	-	-	110
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	28	28
合計	-	10	100	-	-	28	138

2025 年度

(単位：百万円)

有価証券の種類 \ 残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	10	100	-	-	30	-	140
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	30	-	-	-	30
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	10	100	30	-	30	-	170

⑨業種別保有株式の額

該当ありません。

⑩貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

年度		2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
区分				
土地		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
建物		50	45	40
	営業用	50	45	40
	賃貸用	-	-	-
建設仮勘定		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計		50	45	40
	営業用	50	45	40
	賃貸用	-	-	-
その他の有形固定資産		4	3	2
有形固定資産合計		55	48	43

(5) 特別勘定に関する指標等

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

2024 年度

(単位：百万円)

種目 \ 内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-
傷害	432	698	-	-	1,130
自動車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
その他	4	0	-	-	4
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合計	436	698	-	-	1,135

2025 年度

(単位：百万円)

種目 \ 内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-
傷害	662	806	-	-	1,468
自動車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
その他	7	0	-	-	8
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合計	669	807	-	-	1,477

5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故 に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故 に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2025 年度	531	514	17	△ 0
2024 年度	489	493	22	△ 27
2023 年度	391	406	17	△ 31

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

①傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2021 年度			2022 年度			2023 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
+ 累計 支払保険金	事故発生年度末	105			1,232			1,322		
	1 年後	112	1.071	7	1,282	1.040	49	1,409	1,066	87
	2 年後	108	0.967	△3	1,276	0.995	△5	1,410	1.000	0
	3 年後	108	1.002	0	1,279	1.002	2			
	4 年後	108	1.000	-						
最終損害見積り額		108			1,279			1,410		
累計保険金		108			1,278			1,410		
支払備金		-			0			0		

事故発生年度		2024 年度			2025 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
+ 累計 支払保険金	事故発生年度末	1,322			1,174		
	1 年後	1,414	1.069	91			
	2 年後						
	3 年後						
	4 年後						
最終損害見積り額		1,414			1,174		
累計保険金		1,397			921		
支払備金		16			252		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

②自動車

該当ありません。

③賠償責任

該当ありません。

IV 保険会社の運営

1. お客さま本位の業務運営

お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進するため、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定め本方針および取組状況を公表しています。
※本方針は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」および消費者庁等で構成する消費者志向経営推進組織が呼びかける「消費者志向自主宣言」に対応したものととなります。

【企業理念】

当社は、リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心で豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指します。

ミッション (当社の使命)	人々をリスクから解放して幸せにする
ビジョン (当社の目指す方向性)	人々をリスクから解放して幸せにすることに貢献し、 「世界の人から選ばれる会社」を目指します。
バリュー (当社の大切にしている価値観)	・ 冒険と挑戦 その挑戦は夢中で追いかけられる冒険か。 ・ スピードとアジリティ 直線的なスピードと、柔らかくしなやかなアジリティを持ち合わせているか。 ・ バランスと倫理観 過ぎたるは猶及ばざるが如し。バランスと倫理観を持ったうえで、判断できているか。 ・ 明るく元気に 活気のあるところに人が集まる。どんな状況においても常にプラス思考で行動できているか。 ・ データと顧客志向 データと向き合っているか。顧客本位の商品・サービスを提供できているか。

【基本方針】

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進します。

1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供

- (1) お客さまの声を幅広く収集し、お客さまのニーズを踏まえて安全・安心に資する商品・サービスを開発、提供します。
- (2) デジタルを活用し、お客さまの利便性の高い商品・サービスを提供します。
- (3) お客さまの利益を害することがないよう利益相反管理基本方針を定め、そのおそれがある取引を適切に管理するとともに、保険募集、保険金支払い等に関する法令等の遵守を確保し、誠実・公正に業務を行います。また、代理店手数料体系については、お客さまの利益を損なう不適切なインセンティブとならないよう、販売実績に偏ることなく、法令等遵守状況を踏まえつつ、業務品質を重視した体系としてい

ます。

2. お客さまへの分かりやすい情報の提供

- (1) お客さまに分かりやすく情報を表示し、提供します。高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまなど多様なお客さまに配慮します。
- (2) お客さまから寄せられた声や本方針の取組状況など、透明性をもって公式サイトで情報を公表します。

3. お客さま本位の業務運営の定着の推進

- (1) 定期的な社員教育を実施し、社員一人ひとりに企業理念を浸透させ、高い専門性と職業倫理の向上を図ります。
- (2) お客さまに適切な保険募集が行えるよう代理店の教育・指導を実施します。
- (3) 友人・知人等への推奨度合いを示す「NPS」※を指標とし、本方針の定着度合いを評価し、PDCA サイクルによりお客さま本位の業務運営の定着、向上を図ります。

※NPS®とは、当社商品を友人や知人にお薦めする可能性を 10（お薦めする）～0 点（お薦めしない）で質問し、10～9 点を回答したお客さまを推奨者、8～7 点を中立者、6～0 点を批判者として 3 つのセグメントに分類し、「推奨者の割合－批判者の割合」で算出した推奨度です。

注: NPS®は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

2026 年 7 月 31 日改定

お客さま本位の業務運営に関する方針に基づく取組状況

当社は、「人々をリスクから解放して幸せにする」という企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進するため、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定め、定期的に本方針を見直すとともに、毎年、取組状況を公表しています。

本方針に基づく、2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の主な取組状況（フォローアップ活動）は以下のとおりです。

※本方針は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」および消費者庁等で構成する消費者志向経営推進組織が呼びかける「消費者志向自主宣言」に対応したものととなります。

1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供

- (1) お客さまの声を幅広く収集し、お客さまのニーズを踏まえて安全・安心に資する商品・サービスを開発、提供します。

■主な取組状況

- ・ FIT 海外旅行保険、ネット海外旅行保険「たびとも」および国内旅行総合保険について、お客さまの利便性向上を目的に、新たな保険料支払方法として「d 払い」を導入しました。また、国内旅行総合保険においては、補償内容に関する説明の充実や明確化を目的とした約款改定を実施しました。さらに、ペット保険においては、健康状態に関する告知期間を過去 1 年間から過去 6 か月間へ見直すとともに、告知が不要となる通院内容を明確化するなど、告知事項の取扱いを変更し、お客さまにとってよりわかりやすくご利用いただける商品づくりに取り組みました。
- ・ お客さまの利用状況やご要望等を踏まえ、「たびとも」のかんたん見積り機能を刷新し、画面構成やお手続きの流れの見直しを実施しました。これにより、スマートフォンを含むさまざまな利用環境において、より見やすく直感的に操作できる画面へ改善し、お客さまがスムーズに保険料確認や契約手続へ進めるよう利便性向上を図りました。また、従来は一部年齢条件等によりご利用いただけなかった見積り機能について、全年齢のお客さまに対応できるよう対象範囲を拡張し、幅広いお客さまが簡単に保険料を確認できる環境を整備しました。「HIS web セット保険」のご加入者様専用ページにおいては、お客さまから寄せられたログインパスワードに関するお問合せの解消を目的として、メールの再送機能を自動化しました。こ

れにより、お客さまが 24 時間いつでも必要な情報へアクセスできる環境を整備し、従来対応が難しかった営業時間外のお問合せや出発直前等の緊急性の高い場面においても、迅速に対応できる仕組みを構築しました。これに伴い、お客さま対応の迅速化と利便性向上を図るとともに、社内お問合せ対応負荷の軽減にもつながりました。

- 海外旅行中のお客さまの安心・安全をサポートするため、海外旅行保険の付帯サービスとして「オンライン医療相談サービス」を提供しています。本サービスは、2025 年 4 月からトライアル運用を実施し、その結果やお客さまからいただいたご意見等を踏まえた機能改善を行ったうえで、2026 年 2 月より本格提供を開始しました。本サービスでは、海外渡航中の体調不良やケガなどの際に、日本人医師へ日本語で相談できるほか、現地医療機関の受診支援（紹介状作成サービス）も受けることができます。これにより、お客さまが海外においても安心して医療相談を受けられる環境を提供しています。

（２）デジタルを活用し、お客さまの利便性の高い商品・サービスを提供します。

■主な取組状況

- 2025 年 4 月にお客さまの利便性向上を目的として、「WEB 保険金請求サイト」をリリースしました。パソコンやスマートフォンから 24 時間いつでも保険金請求のお手続きが可能となり、よりスムーズでわかりやすい請求環境の整備に取り組んでいます。
- 保険金支払業務の効率化とお客さまサービス品質の向上を目的として、2025 年 4 月に新損害調査システムを導入しました。本システムの導入により、保険金請求から保険金支払いまでの業務をデジタル化し、案件管理や進捗状況の把握を強化するとともに、査定業務の効率化に向けた取組みを進めています。その結果、保険金支払手続きの迅速化や未払案件の削減に向けた管理強化につながり、お客さまへより迅速かつ適切な保険金支払サービスを提供できる態勢を整備しました。今後も、お客さまに安心してサービスをご利用いただけるよう、保険金支払業務の品質向上と利便性向上に取り組んでまいります。
- 保険金支払業務における事務品質の向上および業務効率化を目的として、AI-OCR および RPA の活用を進めています。2025 年度は、提携病院から受領する請求書類のデータ化に AI-OCR を活用するとともに、事故登録や請求登録等の事務処理の自動化を推進しました。これにより、手作業による入力業務を削減し、入力誤りや登録漏れの防止など事務処理の正確性向上につなげています。また、これらの取組みをとおり業務負荷の軽減を図り、保険金支払業務の品質向上および業務運営の効率化を推進しました。

（３）お客さまの利益を害することがないよう利益相反管理基本方針を定め、そのおそれがある取引を適切に管理するとともに、保険募集、保険金支払い等に関する法令等の遵守を確保し、誠実・公正に業務を行います。また、代理店手数料体系については、お客さまの利益を損なう不適切なインセンティブとならないよう、販売実績に偏ることなく、法令等遵守状況を踏まえつつ、業務品質を重視した体系としています。

■主な取組状況

- 「利益相反管理基本方針」等を定め、法務コンプライアンス部門を利益相反管理統括部門として位置付け、各部門が実施する取引に関して、お客さまの利益を損なう取引がないか管理を行っています。
- 保険募集にあたっては、「勧誘方針」等を定め、商品概要等を記載した「重要事項説明書」をお客さまに提供し、お客さまのご意向や実情を踏まえて行っています。当社が委託する販売代理店には、勧誘方針や複数の保険会社の商品を取り扱う場合の比較推奨方針の作成・公表を求め、適切な保険募集を指導しています。また、定期的に業務運営の適切性を確認しています。
- 販売代理店に支払う手数料の体系については、お客さまの利益を損なう不適切なインセンティブとならないよう、販売実績に偏ることなく、法令等遵守状況を踏まえつつ、業務品質を重視した体系としています。
- 保険金のお支払いにあたっては、海外・国内旅行保険のご契約者さまへ、ご旅行後（保険期間終了後）に事故のご連絡先や保険金請求のお手続きをご案内しています。また、保険金のお支払い後には専任チームによる確認を実施し、支払いの適切性の確保に努めています。

2. お客さまへの分かりやすい情報の提供

- (1) お客さまに分かりやすく情報を表示し、提供します。高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまなど多様なお客さまに配慮します。

■主な取組状況

- ・ 保険商品販売サイト等の作成にあたって、表現や文字の配色などを工夫し、お客さまが任意で付帯できる特約の内容、保険料、特に注意が必要な点を強調して表示し、お客さまにわかりやすく情報を提供しています。
- ・ 高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまには、代筆や代読の柔軟な対応を行っています。また、販売代理店に対して「保険募集コンプライアンスマニュアル」を作成・提供し、お客さまに配慮した対応を指導しています。

- (2) お客さまから寄せられた声や本方針の取組状況など、透明性をもって公式サイトで情報を公表します。

■主な取組状況

- ・ 本方針の取組状況やお客さまの声を起点とした業務改善の実施内容について公式サイトで公表しています。
- ・ 電話の混雑状況の目安をグラフで掲載し、電話の集中を避けていただくよう工夫しています。

3. お客さま本位の業務運営の定着の推進

- (1) 定期的な社員教育を実施し、社員一人ひとりに企業理念を浸透させ、高い専門性と職業倫理の向上を図ります。

■主な取組状況

- ・ 入社時研修として傷害保険および当社商品知識研修を行うほか、損害保険募集人資格を全社員が取得することで、損害保険に関する幅広い知識の習得と人材育成を実施しています。
- ・ お客さまに安心してサービスをご利用いただけるよう、電話、お問合せフォーム、チャットボットなど、多様な問合せチャネルに対応できる体制整備に取り組んでいます。また、外部講師を招いたお客さま対応力向上研修の実施や、月次の対応品質チェック制度を導入し、担当者一人ひとりが日々の業務の中で対応品質の向上に主体的に取り組む環境を整えています。

- (2) お客さまに適切な保険募集が行えるよう代理店の教育・指導を実施します。

■主な取組状況

- ・ e ラーニング等を通じて、コンプライアンス等について代理店教育を実施しています。
- ・ 代理店に対して「保険募集コンプライアンスマニュアル」を作成・提供し、適切な保険募集を指導しています。

- (3) 友人・知人等への推奨度合いを示す「NPS」を指標とし、本方針の定着度合いを評価し、PDCA サイクルによりお客さま本位の業務運営の定着、向上を図ります。

※NPS®とは、当社商品を友人や知人にお薦めする可能性を10（お薦めする）～0点（お薦めしない）で質問し、10～9点を回答したお客さまを推奨者、8～7点を中立者、6～0点を批判者として3つのセグメントに分類し、「推奨者の割合－批判者の割合」で算出した推奨度です。

注: NPS®は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムの登録商標です。

■主な取組状況

- ・ インターネットで販売している海外・国内旅行保険において、ご旅行終了後および保険金のお支払完了後にお客さまアンケートを実施し、NPS を把握しています。また、NPS の結果やお客さまの声を公式サイトで公表しています。

NPS スコア (単位：ポイント)	
保険種目	2025 年度
海外旅行保険 (有効回答数)	30.9 (1,805 件)
国内旅行保険 (有効回答数)	38.4 (49 件)

掲載・更新年月日：2026 年 7 月 31 日

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係については、
当社公式サイトをご参照ください

■金融事業者の名称：エイチ・エス損害保険株式会社

■取組方針掲載ページの URL：<https://www.hs-sonpo.co.jp/company/policy/fiduciaryduty.php>

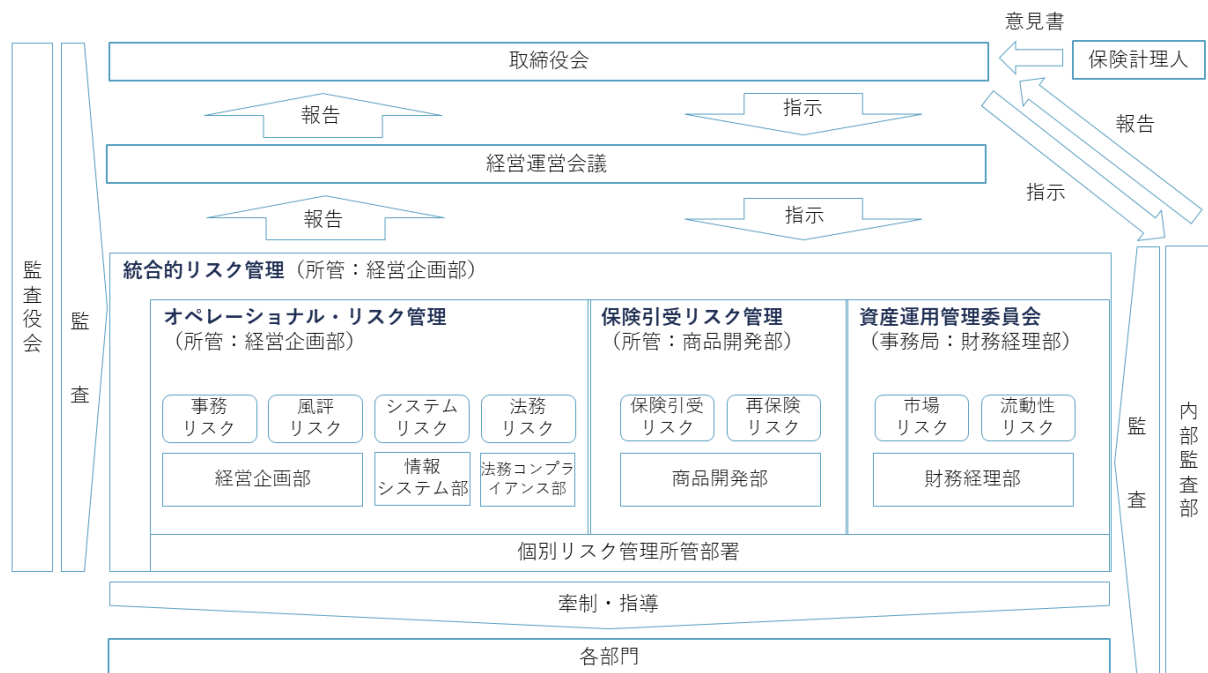
■取組状況掲載ページの URL：<https://www.hs-sonpo.co.jp/company/csr/customer/fiduciaryduty/>

2. リスク管理の体制

当社は、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性を踏まえ管理を行うほか、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、経営運営会議において会社全体のリスク管理に関する重要事項を組織横断的に把握・評価し、必要な対応を検討する態勢を整備しています。

また、統合的リスク管理の一環として、財務内容および保有するリスクの状況に応じて、感応度分析やストレスシナリオ分析を実施し、その結果を経営運営会議等に報告するとともに、リスク管理上の対応や事業運営上の対応の検討に活用しています。

これらのリスク管理態勢は、各リスク管理規程に基づき運営されています。



（1）オペレーショナル・リスク管理

①事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

②システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

（２）保険引受リスク管理

①保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより保険引受リスクを管理しています。

②再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する巨大損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズをはじめ欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合、再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

また、当社は、原則として受再（再保険を引き受けること）を行わないこととしています。

（３）資産運用リスク管理

①市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株価等の市場要因の変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用規程に基づき、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。したがって、現状では当社の市場リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

市場リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

②流動性リスク

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

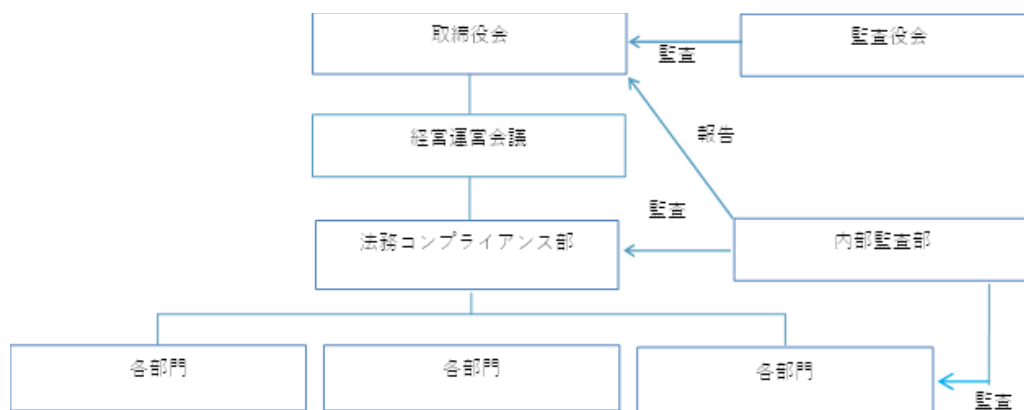
当社は、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

3. 法令等遵守の体制

当社は、損害保険会社の公共性を踏まえ、法令や業務上の諸規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることがお客さまからの信頼を確立するために重要であると認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の基本的かつ最重要の課題と位置付け、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程を定めています。

法令等遵守（コンプライアンス）態勢を実現するための具体的な取組みにあたっては、コンプライアンスに関する統括部門として法務コンプライアンス部を設置し、法務コンプライアンス部がコンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等の役割を担っています。各部門におけるコンプライアンス施策は、それぞれの部門長が責任者となって、部門のコンプライアンス施策を立案、推進する態勢を敷き、必要に応じて、法務コンプライアンス部がけん制および支援することにより全社的なコンプライアンス態勢を構築しています。

取締役会は、コンプライアンス推進の実行プランである「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定させ、各部門は、この「コンプライアンス・プログラム」に従いコンプライアンス態勢の構築を進めています。また、経営運営会議をコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する役割を負う機関として位置付け、各種コンプライアンス課題の決議および施策等の推進を行っています。



法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 当社は、法令等遵守態勢（コンプライアンス）の整備・確立が保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、そのため、経営陣には法令等遵守態勢の整備・確立のための基本方針を策定し組織体制の整備を行う等、業務全般にわたり態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があることを明確にするため、本方針を定めます。
2. 損害保険会社として、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを強く認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に答えてまいります。
3. 法令等遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を包含したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
4. 顧客の利益の保護の視点から、法令等遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行うとともに、利益相反の適切な管理および募集の適正性の確保に努めてまいります。
5. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

4. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下であり、かつ更新時に保険料率の変更をしないことを約した契約ではないため、第三分野保険に係る責任準備金の確認における負債十分性テストおよび当該確認に係るストレステストの対象外と整理しています。なお、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

5. 社外・社内の監査・検査体制

(1) 社外の監査・検査

当社は、会計監査人に EY 新日本有限責任監査法人を選任しており、同法人は当社に会計監査を実施しています。また、保険業法に基づいて、金融庁および財務局が実施する検査を受けることになっております。

(2) 社内の監査

当社は、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査の適正性について監査にあたっています。また、これら法定の監査体制に加え、社長直轄の組織である内部監査部門を設け、当社の経営諸活動に関する内部管理態勢等の適切性、有効性について検証しています。

6. コーポレートガバナンスの体制

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の態勢を構築することに努めています。なお、コーポレートガバナンスの態勢は次のとおりです。

①取締役会・監査役会

取締役会は、常勤取締役4名の計4名（任期1年）で構成しています。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成しています。社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

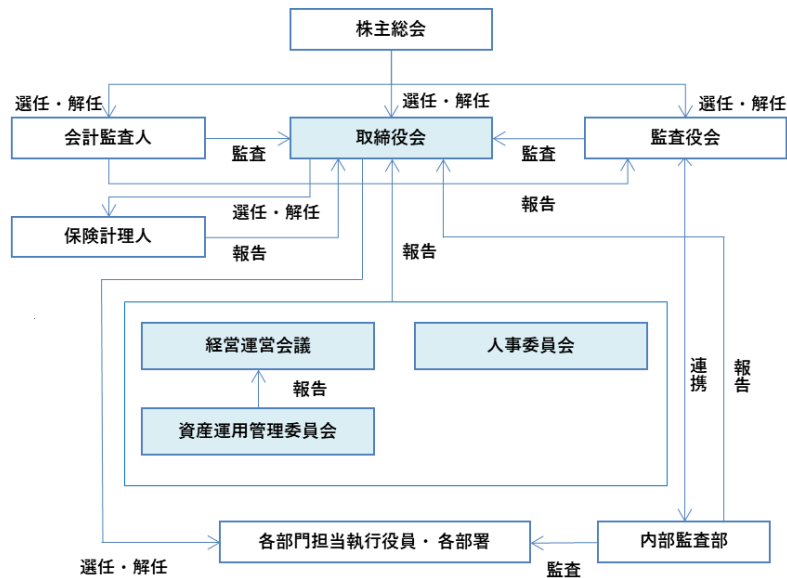
②経営運営会議・委員会

経営に関する重要事項の迅速かつ的確な意思決定を図るため、取締役会のもとに経営運営会議を設置しています。経営運営会議は、取締役、執行役員、常勤監査役および必要に応じたオブザーバーで構成され、経営方針や全社横断的な課題について協議・決定を行います。

また、経営運営会議は、業務執行上の特定の重要事項を専門的かつ機動的に審議・決議する委員会を必要に応じて設置しています。具体的には、資産運用に関する事項を審議する「資産運用管理委員会」は、財務経理部担当執行役員を委員長とし、関係する取締役や執行役員等で構成されます。

加えて、取締役会においても、人事制度の適正な運用と統一的管理を目的として「人事委員会」を設置しており、代表取締役社長を委員長とし、関係執行役員および部門長をもって構成されています。

いずれの委員会においても、常勤監査役がオブザーバーとして出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、会議の運営状況を確認するなど、経営監視機能の実効性確保に努めています。



7. 内部統制システムの構築に関する基本方針

内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議します。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「法令等遵守基本方針」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組みます。
- (2) コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確にします。
- (3) コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行します。
- (4) 内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性を検証し、その結果を取締役会へ報告します。
- (5) 不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行います。
- (6) 「利益相反管理基本方針」および「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理します。
- (7) 「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力に対する基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備します。
- (8) 違法行為等の早期発見および未然防止を図るために内部通報制度を設けます。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- （1）当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼすおそれのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを統合的に管理するため「統合的リスク管理方針」および「統合的リスク管理規程」等の整備を行います。
- （2）リスク管理体制を確保するために経営運営会議は、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- （1）当社は、組織に関する規程において「組織規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保します。
- （2）執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、その業務執行責任の明確化を図ります。
- （3）執行役員等で構成する経営運営会議を設置し、各部門の重要な執行案件等について、協議を行いまたは報告を受けます。
- （4）取締役会を原則月1回開催し、十分な情報をもとに経営論議を深め、所管事項について適切な審議を経て決定を行いまたは報告を受けます。

5. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- （1）取締役、執行役員および使用人は、経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに直接監査役へ報告します。
- （2）当社は、監査役に（1）の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備します。
- （3）取締役、執行役員および使用人は、内部通報制度を利用して受理した事項ならびに法令および定款に定められた事項のほか、監査役から求められた事項について速やかに監査役に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。

7. 前記6.の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- （1）当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。
- （2）当社は、当該使用人の人事評価、および懲戒処分は、監査役の同意を得たうえで行います。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- （1）監査役は、取締役会、経営運営会議、各委員会等、社内重要会議等への出席を通して、取締役、執行役員および使用人との意見交換の場を確保します。
- （2）監査役は、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。
- （3）当社は、内部監査部門等からの監査の結果を定期的に監査役に報告させるとともに、内部監査結果について監査役との間で協議および意見交換を行い緊密な連携を図ります。
- （4）当社は、監査役の職務執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なではないことを証明した場合を除き、これを支払うものとします。

9. 当社および親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- （1）当社は、保険業法に基づき認可を受けた損害保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための体制を構築します。
- （2）当社は、「グループ内取引に係る基本方針」および「グループ内取引管理規程」を策定し、当社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適

- 切性・適法性を当該取引等の相手方と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行います。
- (3) 親会社の監査等委員である取締役が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行う場合は、当社は必要かつ適切な協力を実施します。
- (4) 当社は、必要に応じて親会社に当社の経営情報を提供し、また親会社内部監査部門との連携を行います。

8. プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当社は、常にお客さまからご信頼いただける保険会社を目指し、お客さまの個人情報の取扱いに関する方針を「プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）」として定め、お客さまからお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客さまのプライバシーの保護に努めています。

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）」その他の法令、ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*このプライバシーポリシーにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1. 当社の名称・住所・代表者の氏名

エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

代表取締役社長 堤信博

2. 個人情報の取得・利用

- (1) 当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- (2) 当社は、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、当社ウェブサイト上にお客さまが入力した情報、アンケート、お客さまから送付されたメール等、または事故連絡、各種お問い合わせ、ご相談等から個人情報を取得します。また、お客さまとの通話に際して、内容を正確に記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。

3. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記7、8、9に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については日本国内および海外で行う損害調査業務およびサービスのご案内・提供を含みます。）を行うため。
- (2) 当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。
- (3) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- (4) 各種イベント・キャンペーン等のご案内、各種情報の提供のため。

- (5)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため（海外の再保険会社との取引を含みます。）。
- (6)市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究のため。
- (7)当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施のため。
- (8)お問い合わせ・依頼等への対応のため。
- (9)当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務のため。
- (10)当社が取得したお客さまの属性情報・行動履歴等を当社取扱商品・サービスの改善、新規開発、広告配信等に活用するため。※1 ※2
- ※1 ウェブサイトの提供者が訪問者の情報をコンピュータやアプリケーションソフト上で記録管理する技術を「クッキー（cookie）」といい、当社のウェブサイトではお客さまへ最適なサイトやコンテンツを提供するための閲覧状況の統計的な把握、サービスの提供・向上等の事業活動、および広告配信等を目的としてクッキー（cookie）を使用します。
- ※2 当社以外の第三者から取得したお客さまの属性情報・行動履歴等を当社が既に保有しているお客さまの個人情報と紐づけて上記に掲げる利用目的の範囲内で利用する場合があります（この場合には、お客さまからあらかじめ同意を取得します。）。
- (11)その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げるときを除き、ご本人の同意を得るものとします。

4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
- ・法令に基づく場合
 - ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（海外にある委託先を含みます。）※1
 - ・再保険手続きを行う場合（海外にある再保険会社との取引を含みます。）※2
- ※1 海外にある委託先に個人データを提供する場合については、下記「17. 海外における個人情報の取扱いの委託」をご覧ください。
- ※2 再保険は保険引受リスクの分散等の観点から行うものであり、保険引受および個人データの提供について、ご本人の同意をいただく時点においては、最終的にどの再保険会社に再保険するか確定していないため、当該再保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名が特定できません。ただし、当社が再保険する海外再保険会社等の所在国は以下の一覧の範囲内です。

再保険会社等の所在国一覧

EU加盟国、アメリカ、イギリス、韓国、シンガポール、スイス、台湾、香港、マレーシア

当該国の個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください（以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」）。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「7. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記「8. 情報交換制度等」をご覧ください。）

- (2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

5. 個人関連情報の第三者への提供

- (1)当社は、法令で定める場合を除き、第三者がクッキー（cookie）等の個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者が個人関連情報のご本人から同意を得ていることを確認せずに、個人関連情報を提供しません。
- (2)当社は、法令で定める場合を除き、前号の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供したときには、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

6. 個人データの取扱いの委託

- (1)当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。
当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (2)当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています（④については、下記「11. 特定個人情報の取扱い」の個人番号および特定個人情報を含みます。）。
 - ①保険契約の募集に関わる業務
 - ②損害調査に関わる業務（海外における業務を含みます。）
 - ③情報システムの保守・運用に関わる業務
 - ④個人番号関係事務に関わる業務

7. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

- (1)個人データの項目
住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された、またはウェブサイト上に入力された情報、クッキー（cookie）情報、その他サービス利用実績
- (2)管理責任者
当社（当社の住所および代表者については上記「1. 当社の名称・住所・代表者の氏名」をご覧ください。）
- (3)共同利用を行うグループ会社・提携先企業
下記「19. 会社一覧」をご覧ください。

8. 情報交換制度等

- (1)損保業界の情報交換制度について
当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
ホームページアドレス
一般社団法人日本損害保険協会：<https://www.sonpo.or.jp/>
- (2)代理店等情報の確認業務について
当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp/>

9. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関す

る情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。) から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

10. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

11. 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記 7、8 の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、6、13、14、15、16 をご覧ください。

12. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店、または下記の「18. お問い合わせ窓口」まで、また、事故に関するご照会については、「保険金支払に関するお問い合わせ」先、または下記の「18. お問い合わせ窓口」まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

13. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号、特定個人情報および第三者提供記録に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号、特定個人情報および第三者提供記録に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記の「18. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

14. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置については別途「個人情報保護規程」等の社内規程において具体的に定めており、主な内容は次のとおりです。

(1)基本方針の策定

個人データ等の適正な取扱いを行うため、「関係法令等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についてプライバシーポリシーを策定しています。

(2)個人データ等の取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について「個人情報保護規程」等の社内規程を策定しています。

(3)組織的安全管理措置

・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実を把握した場合の責任者への

報告連絡体制を整備しています。

- ・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。

(4)人的安全管理措置

- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5)物理的安全管理措置

- ・事業所内への役職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6)技術的安全管理措置

- ・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(7)委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。安全管理措置に関するご質問については、下記「18. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

15. 匿名加工情報の取扱い

(1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと。
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること。
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること。
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと。

(2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

16. 仮名加工情報の作成・利用について

(1)仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと。
- ・法令で定める基準に従って、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述・個人識別符号や具体的に選択された加工方法に関する情報（削除情報等）の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること。
- ・当社において仮名加工情報を作成する場合は、その利用目的を公表し、その目的の範囲で利用するものとし、利用の必要がなくなった場合は遅滞なくこれを消去します。

- ・当社において仮名加工情報を作成・利用する場合においては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために当該仮名加工情報を他の情報と照合しません。

17. 海外における個人情報の取扱いの委託

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、「相当措置」といいます。）を義務付けた委託契約を委託先との間で締結します。

(1)以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行います。

①移転先の第三者による相当措置の実施状況

②移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

(2)相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合は、当該個人データの提供を停止します。

(3)委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めます。

18. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いや、保有個人データ、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

<https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階

電話：03-4332-5241（全国共通）

受付時間：月～金曜日午前9時15分～午後5時（祝日・休日および12月30日～1月4日を除きます。）

ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp/>

19. 会社一覧（2026年7月1日現在）

「7. グループ会社・提携先企業との共同利用」における当社グループ会社は次のとおりです。

株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社クオリタ、株式会社エイチ・アイ・エス沖縄、株式会社クルーズプラネット、株式会社欧州エクスプレス、株式会社ツアー・ウェブ、株式会社ジャパンホリデートラベル、九州産交グループ、株式会社ラグーナテンボス、H.I.S.ホテルホールディングス株式会社、H.I.S.Mobile 株式会社

9. 反社会的勢力の排除のための基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携をはかります。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。

10. 利益相反管理の基本方針

利益相反管理基本方針

エイチ・エス損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客さまの利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下のとおり利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

1. 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客さまの間または当社グループのお客さま相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

2. 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他の方法等により、当該

お客さまの保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・ 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ・ 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ・ 対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
- ・ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理体制の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的に監査を実施します。

4. 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ・ 当社の親金融機関等（現在ありません）
- ・ 当社の子金融機関等（現在ありません）

（注）保険業法第 100 条の 2 の 2 をご参照ください。

V 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2024 年度	2025 年度	科目	2024 年度	2025 年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,583	1,874	保険契約準備金	1,563	1,743
有価証券	138	170	支払備金	428	266
社債	110	140	責任準備金	1,135	1,477
外国証券	-	30	その他負債	597	651
その他の証券	28	-	再保険借	83	77
有形固定資産	48	43	外国再保険借	11	9
建物	45	40	未払法人税等	19	43
その他の有形固定資産	3	2	預り金	30	2
無形固定資産	449	366	未払金	55	78
ソフトウェア	307	355	仮受金	397	440
ソフトウェア仮勘定	141	10	賞与引当金	34	42
その他の無形固定資産	0	0	価格変動準備金	0	1
その他資産	668	670	負債の部合計	2,196	2,439
代理店貸	89	53	(純資産の部)		
再保険貸	62	62	資本金	1,612	1,612
未収金	358	370	利益剰余金	△887	△823
未収収益	0	0	利益準備金	23	23
預託金	18	16	繰越利益剰余金	△911	△847
仮払金	116	136	株主資本合計	724	788
前払費用	22	30	その他有価証券評価差額金	△1	0
繰延税金資産	29	103	評価・換算差額等合計	△1	0
			純資産の部合計	722	788
資産の部合計	2,918	3,228	負債及び純資産の部合計	2,918	3,228

貸借対照表に関する注記

- 有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりとしています。
 - 満期保有目的の債券・・・移動平均法による償却原価法（定額法）
 - その他有価証券・・・その他有価証券の評価は、時価法によっております。なお、評価差額は全部資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- 有形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
 - 建物および建物付属設備・・・定額法
 - 上記以外の有形固定資産・・・定率法

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っています。
- 無形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。

ソフトウェア・・・利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっています。

4. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
5. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所轄する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を確認しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。
6. 賞与引当金は従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
7. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しています。
8. 保険契約に関する会計処理
保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
10. 会計上の見積りに関する事項
 - ① 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 103 百万円
 - (2) その他の情報
 - a. 算出方法
繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。
課税所得が生じる可能性の判断については、将来計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。
 - b. 主要な仮定および翌事業年度の計算書類に与える影響等
当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、将来の課税所得の見積りは、当社の将来計画を基礎としており、将来計画には海外旅行需要の回復を主要な仮定として織り込んでおります。
ただし、これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。
11. 金融商品の状況に関する事項は、次のとおりです。
 - ① 資産運用方針
安全性の確保および流動性を保ちつつ、許容されるリスク量の範囲内でリスクをとった運用を行うことにより運用収益を最大限確保し、中長期的に純資産価値の拡大を図り、これを蓄積することによって担保力を充実することを基本方針としております。
 - ② 運用資産の内容およびそのリスク
資産運用方針に基づき、具体的には預貯金および有価証券により資産運用を行っております。有価証券は、満期保有目的として債券に、また、その他目的として外国債券に投資しております。有価証券は主なリスクとして、市場リスクおよび信用リスクにさらされております。また、再保険貸および未収金については信用リスクにさらされております。
 - ③ リスク管理体制
資産運用関連リスク管理規程に従い、市場リスクについては、ポートフォリオの状況その他一定の事項を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する有価証券の信用格付を確認し定期的に把握することにより管理しております。また、預貯金、再保険貸および未収金の信用リスクについては、自己査定により格付確認等を行い、リスクを確認しております。
 - ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、現金及び預貯金、代理店貸、再保険貸、未収金、再保険借、外国再保険借および未払金は、主に短期間で決済される予定であり、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的債券	140	137	△2
その他有価証券	30	30	－

(注1) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

満期保有目的債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	社債	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	140	137	△2

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	外国債券	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	外国債券	30	30	－

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(資産)						
現金及び預貯金	1,874	-	-	-	-	-
代理店貸	53	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	10	-	100	-	-	30
その他有価証券	-	-	-	-	30	-
再保険貸	62	-	-	-	-	-
未収金	370	-	-	-	-	-
合計	2,370	-	100	-	30	30
(負債)						
再保険借	77	-	-	-	-	-
外国再保険借	9	-	-	-	-	-
未払金	78	-	-	-	-	-
合計	164	-	-	-	-	-

12. 有形固定資産の減価償却累計額は58百万円です。

13. 関係会社に対する金銭債務の総額は157百万円です。

14. 繰延税金資産の総額は960百万円で、繰延税金負債の総額は0百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当額として856百万円を控除しております。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は繰越欠損金636百万円、異常危険準備金233百万円であります。評価性引当額の主な原因別内訳は繰越欠損金614百万円です。また、評価性引当額の前期からの主な変動要因は繰越欠損金に関する評価性引当額の66百万円の減少です。

税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	-	-	-	-	150	486	636
評価性引当額	-	-	-	-	△128	△486	△614
繰延税金資産	-	-	-	-	21	-	(※2) 21

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(※2) ①税務上の繰越欠損金636百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産21百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分の評価性引当額を認識しておりません。

②当期における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、評価性引当額の97.0%減少、税額控除の25.0%減少、税率変更による影響の9.9%減少、住民税均等割の6.8%増加、交際費等永久に損金に算入されない項目の5.2%増加であります。

15. 支払備金の内訳は、次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前)	332百万円
同上に係る出再支払備金	66百万円
差引	266百万円

16. 責任準備金の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	780 百万円
同上に係る出再責任準備金	110 百万円
差 引（イ）	669 百万円
その他の責任準備金（ロ）	807 百万円
計（イ＋ロ）	1,477 百万円

17. 1 株当たりの純資産額は 24,467 円 83 銭です。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024 年度	2025 年度
経常収益	3,158	3,586
保険引受収益	3,148	3,567
正味収入保険料	3,147	3,404
支払備金戻入額	-	162
為替差益	0	0
資産運用収益	7	17
利息及び配当金収入	1	7
有価証券売却益	5	9
為替差益	-	1
その他経常収益	2	1
経常費用	3,130	3,568
保険引受費用	2,290	2,561
正味支払保険金	1,127	1,162
損害調査費	244	288
諸手数料及び集金費	776	767
支払備金繰入額	32	-
責任準備金繰入額	109	342
資産運用費用	0	0
有価証券売却損	-	0
為替差損	0	-
営業費及び一般管理費	838	1,006
その他経常費用	0	0
経常利益	28	18
特別利益	1	15
助成金に係る預り金取崩益	-	12
債務免除益	0	-
その他特別利益	1	2
特別損失	3	0
固定資産処分損	3	0
価格変動準備金繰入額	0	0
税引前当期純利益	26	33
法人税及び住民税	18	43
法人税等調整額	23	△74
法人税等合計	42	△30
当期純利益（△は当期純損失）	△16	64

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益総額は 324 百万円、費用総額は 1,223 百万円です。
2. 正味収入保険料の内訳は、次のとおりです。

収入保険料	4,354 百万円
支払再保険料	950 百万円
差引	3,404 百万円

3. 正味支払保険金の内訳は、次のとおりです。

支払保険金	1,448 百万円
回収再保険金	286 百万円
差引	1,162 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	1,277 百万円
出再保険手数料	509 百万円
差引	767 百万円

5. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	△198 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△36 百万円
差引	△162 百万円

6. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	235 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	2 百万円
差引	233 百万円
その他の責任準備金繰入額	109 百万円
責任準備金繰入額	342 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりです。

預貯金利息	2 百万円
債券利息	2 百万円
投資信託分配金	1 百万円
計	7 百万円

8. 助成金に係る預り金取崩益は、当社が受給した雇用調整助成金のうち、返還予定額を預り金に計上していたものについて、確定した返還金額との差額を取崩したものであります。

9. 当期における法定実効税率は 28.00%です。

10. 1 株当たりの当期純利益は 1,986 円 17 銭です。

11. 関連当事者との取引は、次のとおりです。

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親会社	株式会社 エイチ・ アイ・エス	被所有 直接100.0%	損害保険代理 店の委託	代理店手数料の支 払 (注1)、(注4)	1,079	未払手数料	132
			保険契約の 引受	元受保険料の受取 (注2)	317	—	—
			ソフトウェア の開発委託	ソフトウェアの開 発委託の支払 (注3)、(注4)	44	未払金	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(注2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

(注3) 開発委託金額に関しては、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注4) 金額には消費税等が含まれております。

12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2024 年度	2025 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		26	33
減価償却費		115	143
支払備金の増減額 (△は減少)		32	△162
責任準備金の増減額 (△は減少)		109	342
利息及び配当金収入		△1	△7
有価証券関係損益 (△は益)		△5	△9
為替差損益 (△は益)		0	△1
固定資産処分損		3	0
その他の損益		△0	-
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は増加)		△26	△1
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は減少)		37	48
小 計		290	386
利息及び配当金の受取額		1	6
法人税等の支払額		△37	△28
営業活動によるキャッシュ・フロー		254	364
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△259	△188
有価証券の売却・償還による収入		124	168
資産運用活動計		△134	△19
(営業活動及び資産運用活動計)		(119)	(344)
有形固定資産の取得による支出		-	△0
その他		△151	△53
投資活動によるキャッシュ・フロー		△286	△74
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額		△0	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△31	290
現金及び現金同等物の期首残高		1,615	1,583
現金及び現金同等物の期末残高		1,583	1,874

キャッシュ・フローに関する注記

- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものではありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

2024 年度

(単位：百万円)

	株主資本				評価・ 換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,612	23	△866	△842	769		-	769
誤謬の訂正による 累積的影響額			△28	△28	△28		-	△28
遡及処理後 当期首残高	1,612	23	△894	△871	740	-	-	740
当期変動額								
当期純利益			△16	△16	△16		-	△16
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				-	-	△1	△1	△1
当期変動額合計	-	-	△16	△16	△16	△1	△1	△18
当期末残高	1,612	23	△911	△887	724	△1	△1	722

2025 年度

(単位：百万円)

	株主資本					評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,612	23	△911	△887	724	△1	△1	722
当期変動額								
当期純利益			64	64	64		-	64
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				-	-	2	2	2
当期変動額合計	-	-	64	64	64	2	2	66
当期末残高	1,612	23	△847	△823	788	0	0	788

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項（単位：株）

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	-	-	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 保険業法に基づく債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 三月以上延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

(5) 正常債権

該当ありません。

3. 元本補填契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

単体ソルベンシー・マージン比率については、別途公表の「ディスクロージャー誌別冊（ソルベンシー・マージン比率編）」をご覧ください。

5. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	社債	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	140	137	△2

③子会社株式および関連会社株式

該当ありません。

④その他有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	外国債券	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	外国債券	30	30	-

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

- a. 通貨関連 該当ありません。
- b. その他 該当ありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

- a. 通貨関連 該当ありません。
- b. 株式関連 該当ありません。
- c. その他 該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引 ((7) に掲げるものを除く。)

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引 (国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当ありません。

(8) 暗号資産

該当ありません。

6. その他

- ・ 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法によるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。
- ・ 「当社およびその子会社等の概況」、「当社およびその子会社等の主要な業務」、「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については、該当事項はありません。

エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>